

パブリックコメント用

実施期間: 令和元年12月1日～12月28日

習志野市第3次男女共同参画基本計画 (案)

令和 年 月

習 志 野 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと特徴	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の特徴	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の背景	3
(1) 国の動き	3
(2) 千葉県の動き	3
(3) 習志野市の現状	4
第2章 計画の基本的考え方	13
1 計画の将来像	13
2 基本理念	13
3 基本目標	14
4 計画の体系	16
5 重点施策	17
第3章 施策の展開	18
基本目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり	18
基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり	26
基本目標Ⅲ 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり	29
基本目標Ⅳ 心が通い合い、健康で安心して暮らせる環境づくり	34
基本目標Ⅴ 将来像の実現に向けた推進体制づくり	37
第4章 計画の進捗管理と評価	39
1 計画の進捗管理	39
(1) 習志野市の男女共同参画基本計画における評価のあり方について	39
2 計画の評価指標	41
(1) 成果目標（アウトカム）・成果指標	41
(2) 参考指標	44
(3) 管理指標	46

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

習志野市では、平成16年7月に「習志野市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会の実現に向けて、市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民、関係者とともに協働で取り組んできました。

この条例に基づく計画として、平成26年3月に「習志野市第2次男女共同参画基本計画」（計画期間：平成26年度～令和元年度）を策定し、平成29年3月には近年の社会情勢と多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえ、平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画を一体化した「習志野市第2次男女共同参画基本計画（改訂版）」（計画期間：平成29年度～令和元年度。以下「第2次計画改訂版」といいます。）を策定しました。第2次計画改訂版では、意欲と能力のある女性が地域の中で働きやすくなり、意思決定に携わる女性比率が向上することを目指すとともに、長時間労働を是正しワーク・ライフ・バランスの推進に資する取り組み等を計画に位置付け、取り組んできました。

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、緩やかな景気回復傾向にある経済情勢、情報化の進展とスマートフォン、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及といったコミュニケーション手段の変化、加速する国際化、価値観やライフスタイルの多様化、LGBT等の性の多様性に関する社会的な意識の高まりなど、私たちを取り巻く社会・経済環境は日々変化し、男女共同参画をめぐる課題は複雑化、多様化しています。本市においても、令和7年度をピークに緩やかに人口減少が始まり、少子高齢化はさらに進んでいく見込みです。

こうした中で社会が持続的に発展していくためには、性別、年齢、国籍、労働、障がいの有無等、あらゆる「違い」を認め合い、お互いの人権を尊重して、多様な人々の能力や考え方を受け入れ、積極的に生かしていく「多様性（ダイバーシティ）」の理念を強く意識した取り組みを引き続き、実施していく必要があります。

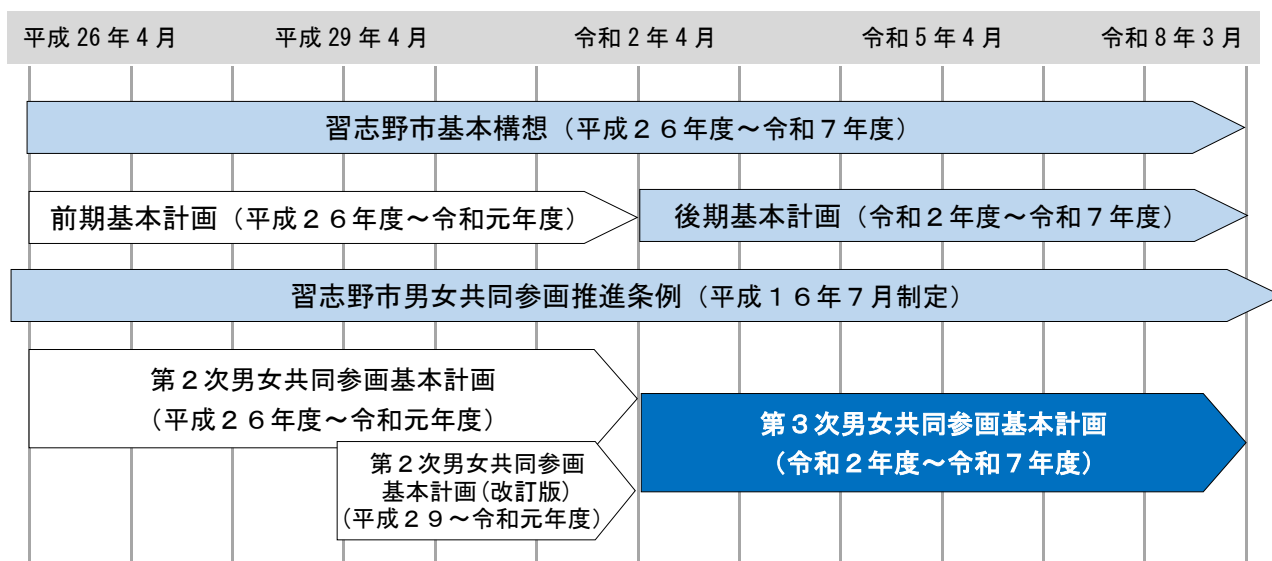
本市は、このような状況を踏まえ、より一層の施策の推進を図るため、多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえた「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、配偶者・パートナー間の暴力（DV）の防止、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組み、性別による差別のない男女共同参画社会を実現し、誰もが個人として尊重され、その人らしく活躍できる社会を目指します。

2 計画の位置づけと特徴

(1) 計画の位置づけ

この計画は、次のような計画です。

- ① 習志野市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく「基本計画」であると同時に、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられる計画です。
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含む計画です。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含む計画です。
- ④ 市の総合的かつ計画的なまちづくりの方向を示す「習志野市基本構想（平成26年度～令和7年度）」及び「習志野市後期基本計画（令和2年度～令和7年度）」との整合性を図り策定した計画です。
- ⑤ 国の「第4次男女共同参画基本計画」並びに県の「第4次千葉県男女共同参画計画」を考慮した上で策定した計画です。



(2) 計画の特徴

この計画は、次のような特徴をもっています。

- ① 男女共同参画社会の実現に向けて、計画最終年度（令和7年度）の社会の方向性を見据えた本市の施策を総合的かつ体系的にまとめています。
- ② 性別や人種、年齢や身体的特徴にかかわらず、誰もが自分らしく社会に参画し、能力を発揮することで、社会の維持・発展につながっていくものとされる「多様性（ダイバーシティ）」の観点を重視しています。近年の社会情勢を踏まえ、多様な性のあり方を尊重し、性の多様性に関する理解促進を盛り込んでいます。
- ③ 習志野市男女共同参画推進条例第15条に基づいて設置された「習志野市男女共同参画審議会」（学識経験者や地域活動・市民活動関係者など識見を有する人、公募市民で構成。以下、「男女共同参画審議会」といいます。）における意見を踏まえて策定しています。

- ④ 平成30年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」といいます。）、男女共同参画に関する事業所調査（以下、「事業所調査」といいます。）及びワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査（以下、「ワーク・ライフ・バランス推進事業所調査」といいます。）による現状の把握並びにパブリックコメント（令和元年12月実施）による市民の意見を踏まえて策定しています。
- ⑤ 計画に位置付けた各事業の取り組みを事後的に評価することに加え、各基本目標の達成に向けて絶えず方向性を確認し、市民、関係者等が対話しながら協働で取り組みを見直して推進する仕組みを構築しています。具体的には、「成果目標（アウトカム）」（目指すべき社会の実現に向けた明確な目標）と「成果指標」（成果目標（アウトカム）の達成度を確認するための指標）、「参考指標」（本市の男女共同参画の推進状況を把握する指標）、「管理指標」（活動や取り組みの成果を説明する値）を設定して、男女共同参画審議会による第三者評価を行うこととしています。

3 計画の期間

この計画の期間を令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

4 計画策定の背景

（１）国の動き

国は、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定し、同法に基づく基本計画として、平成27年12月に第4次男女共同参画基本計画を策定し、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」を掲げています。

平成27年8月に女性活躍推進法を制定し、令和元年6月には一般事業主行動計画の策定義務の対象事業主の拡充（常時雇用する労働者が101～300人の事業主を新たに義務付け）、事業主が公表する女性の活躍に関する情報公開の強化、女性活躍に関する取り組みが特に優良な事業主に対する認定制度創設等の一部改正が行われました。また、平成30年5月には、衆議院等の議員の選挙において男女の候補者数ができるかぎり均等になることを目指して行われること等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、平成30年6月には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。

（２）千葉県の動き

千葉県では、平成28年3月に女性活躍推進法に基づく推進計画としての位置付けも加えた「第4次千葉県男女共同参画計画」を策定しており、「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の

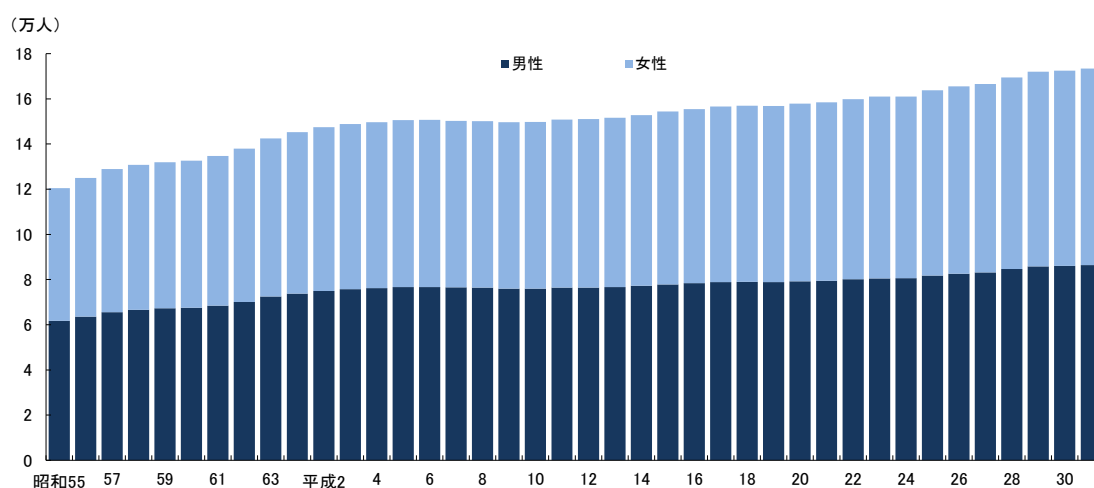
実現を目指します」を目標とし、その達成のために「あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり」「安全・安心に暮らせる社会づくり」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」の3つを基本目標と位置付けて、各種施策を総合的に実施しています。配偶者からの暴力に関しては、平成29年3月に「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）」を策定し、目指すべき方向を「DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現」と定め、支援の充実に努めています。

（３）習志野市の現状

①人口・世帯の状況

近年の本市の人口は、東習志野・実花地区の工場跡地における大規模開発や、ＪＲ津田沼駅南口周辺の土地区画整理事業などを背景として、増加傾向にあります。平成31年3月31日時点の総人口は173,362人、世帯数は79,764世帯であり、男女比は概ね1対1となっています。

■ 習志野市の人口推移（各年3月31日現在の住民基本台帳人口）

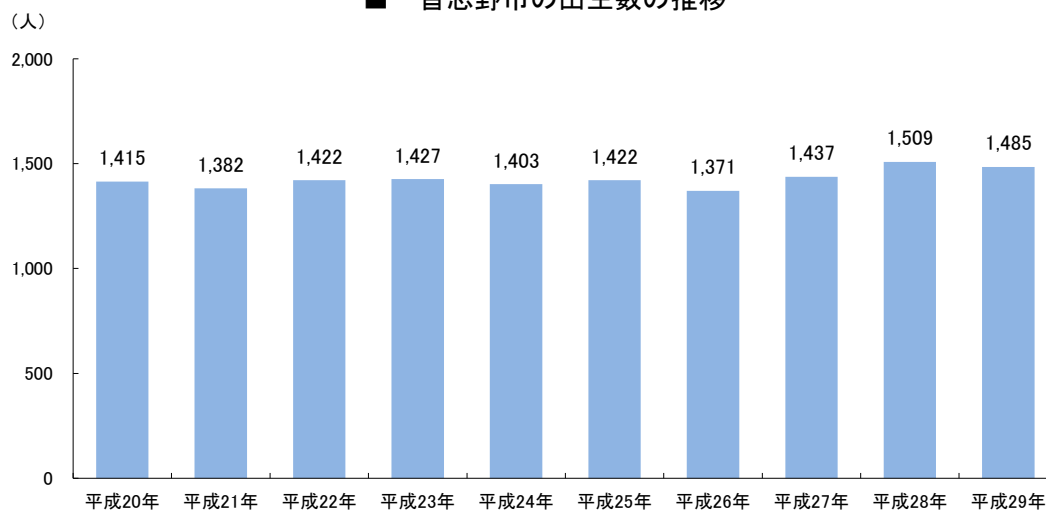


※ 平成25年以降は外国人住民を含む。

資料：習志野市住民基本台帳

本市の出生数は、年により多少の増減があるものの、概ね1,300～1,500人の間で推移しています。

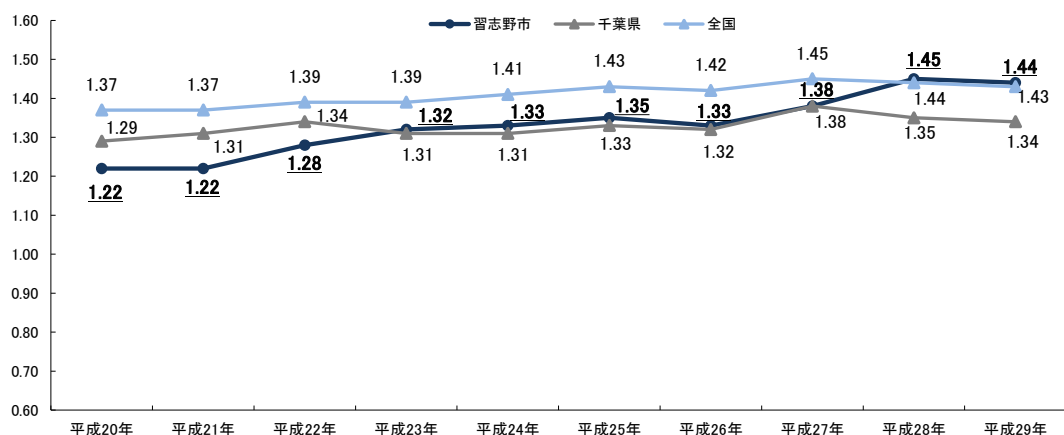
■ 習志野市の出生数の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（千葉県衛生統計年報（人口動態調査））

本市の合計特殊出生率は上昇傾向にあり、平成23年に千葉県平均値を上回る1.32となったほか、平成28年には全国平均値を上回る1.45となりました。平成29年時点で1.44となっており、全国平均値、千葉県平均値を上回っていますが、依然として人口を維持するために必要とされる2.08を下回っています。

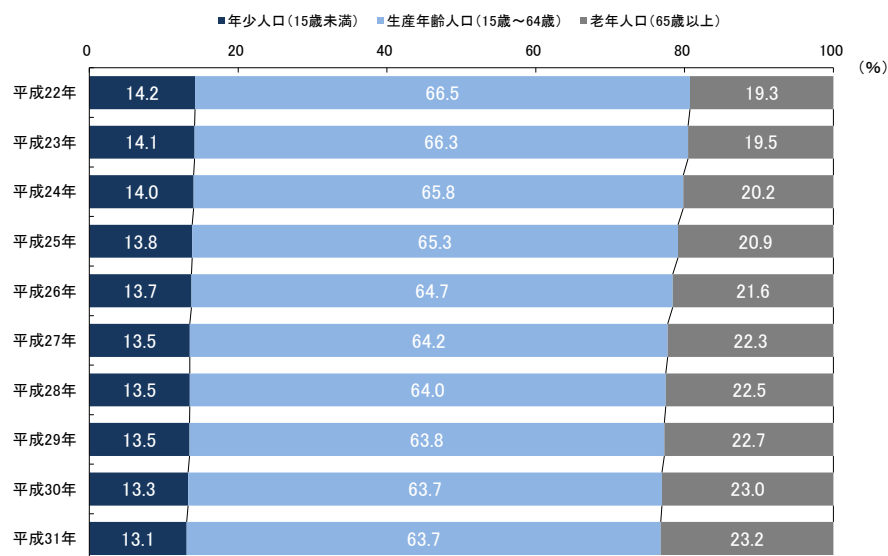
■ 習志野市の合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」（千葉県衛生統計年報（人口動態調査））

本市の年齢3区分別人口比率をみると、平成22年から31年にかけて年少人口比率と生産年齢比率が減少を続けている一方で、老年人口比率は増加を続けています。平成31年の老年人口比率（高齢化率）は23.2%であり、市民のおよそ5人に1人が高齢者という状況です。本市では年少人口がほぼ横ばいであるものの、老年人口が増加を続けていることから、年少人口比率は減少傾向にあります。

■ 習志野市の年齢3区分別人口比率の推移

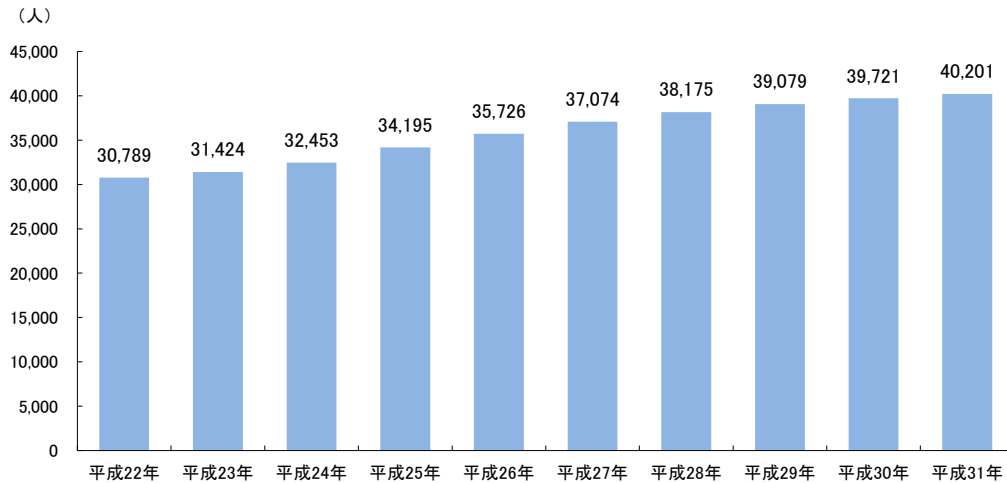


※ 各年3月31日時点の数値。

※ 平成25年以降は外国人住民を含む。

資料：習志野市住民基本台帳

■ 習志野市の高齢者（６５歳以上）人口の推移



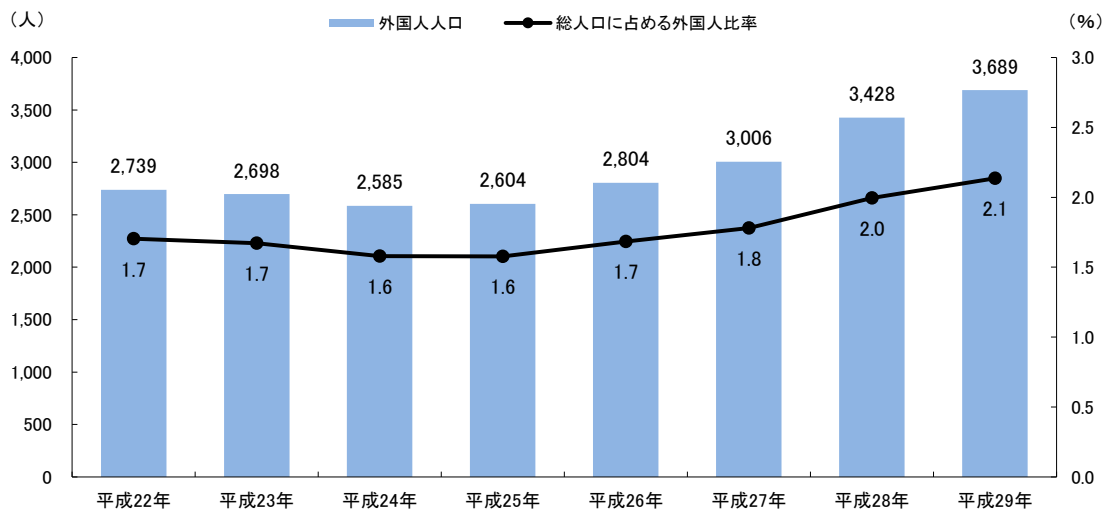
※ 各年３月３１日時点の数値。

※ 平成２５年以降は外国人住民を含む。

資料：習志野市住民基本台帳

本市の外国人人口は、平成２５年以降増加を続けており、平成２９年１２月３１日時点で３,６８９人と総人口の２.１％を占めています。

■ 習志野市の外国人人口の推移



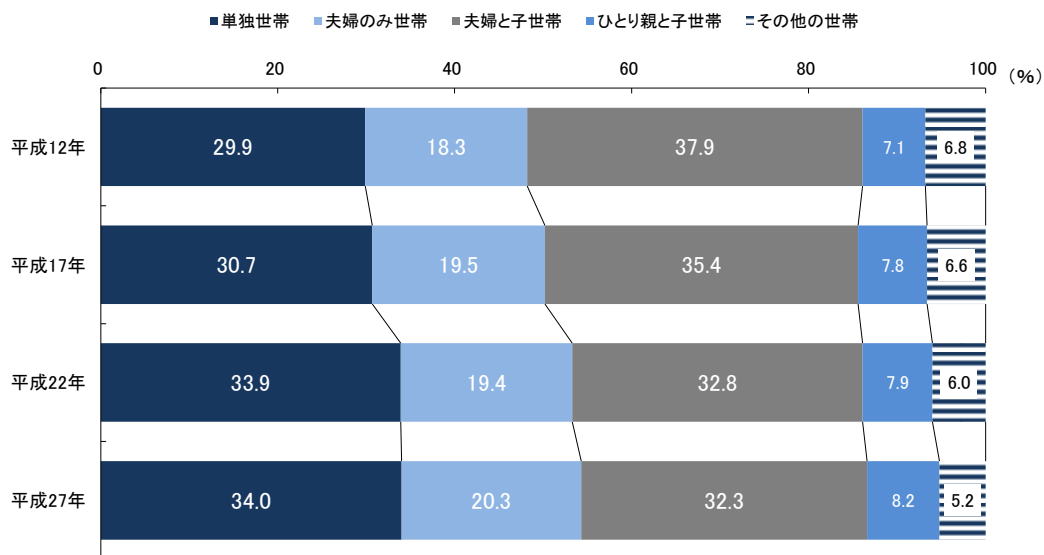
※ 各年１２月３１日時点の数値。

※ 平成２５年以降の総人口は外国人住民を含む。

資料：習志野市市民課

国勢調査の結果から、本市の世帯の家族類型比率の推移を見ると、「夫婦と子世帯」は平成12年の37.9%から平成27年には32.3%まで減少しているのに対し、「単独世帯」「夫婦のみ世帯」「ひとり親と子世帯」が増加しています。平成27年の単独世帯は全体の34.0%となっており、「夫婦と子世帯」の割合を上回っています。

■ 習志野市の世帯の家族類型比率の推移

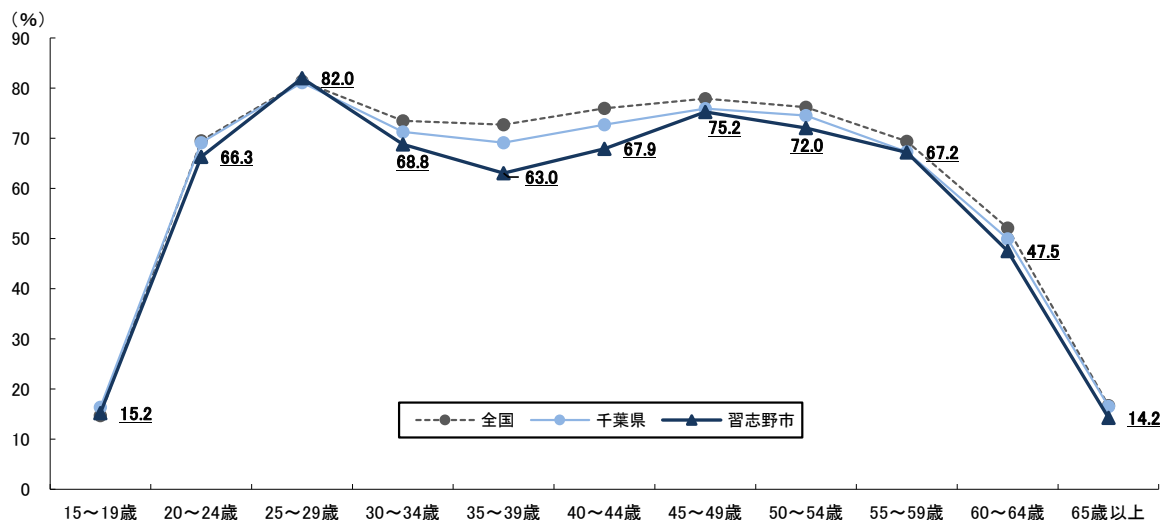


資料：国勢調査

②就労・雇用環境等

女性の年齢階級別労働力率を見ると、全国、千葉県、本市とも、出産・子育て期にあたる30～40歳代で割合が落ち込む「M字カーブ」と呼ばれる曲線を描く状態となっています。近年ではこの年代における労働力率が上昇しており、M字の状態は徐々に改善しつつありますが、本市の30～44歳の女性の労働力率は全国、千葉県の割合を下回っています。

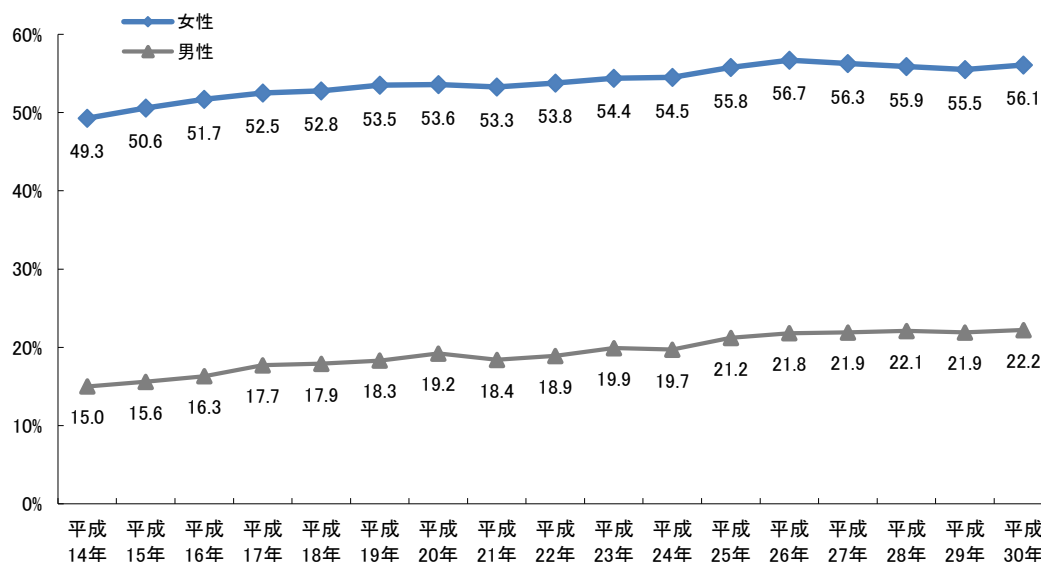
■ 女性の年齢階級別労働力率



資料：国勢調査（平成27年）

全国の非正規雇用労働者の割合を長期的に見ると、男女とも増加傾向にあり、女性の割合は男性を大幅に上回っています。平成30年の女性の非正規雇用労働者の割合は56.1%であり、就労する女性の半数以上が非正規雇用という状態が長く続いています。

■ 非正規雇用労働者の割合の推移（全国）



資料：労働力調査（詳細集計）（年平均）

③男女の地位の平等感（市民意識調査）

本市の「市民意識調査」（平成30年度）では、家庭生活、職場、学校教育の場、政治の場、法律や制度上、社会通念や慣習、地域活動の場、社会全体の8分野について、男女どちらが優遇されているか、平等であるかについて調査しました。

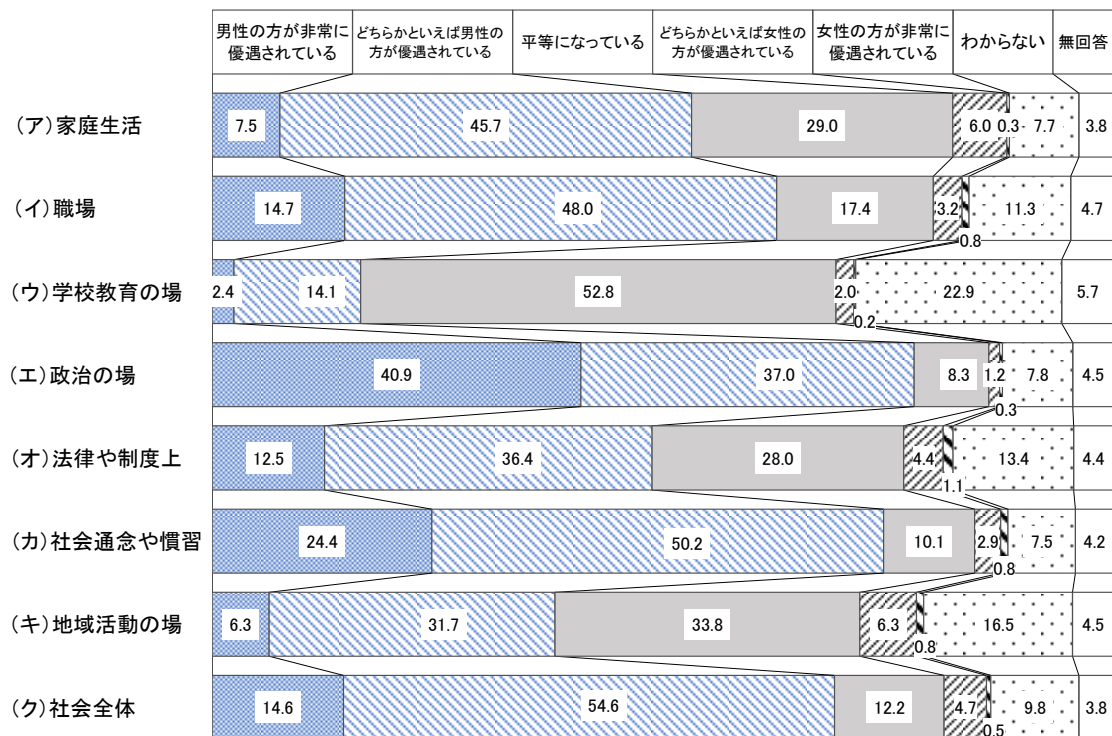
男女が平等であるという回答は、【学校教育の場】が52.8%で最も高く、次いで【地域活動の場】が33.8%、【家庭生活】が29.0%、【法律や制度上】が28.0%となっています。

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』については、【政治の場】が77.9%で最も高く、次いで【社会通念や慣習】が74.6%となっています。多くの分野について、女性に比べて男性が優遇されているという意識が強いことがわかります。

男女の地位の平等感

総数=741

単位:%

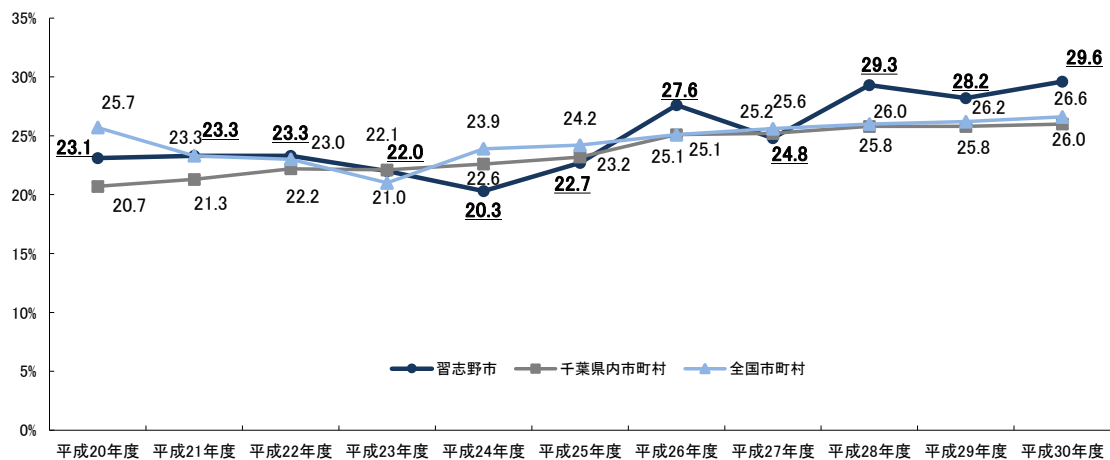


資料：習志野市「男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年12月）」

④政策・方針決定過程への女性の参画

本市の審議会等における女性委員の割合は増減を繰り返しており、平成30年度で29.6%となっています。平成28年度以降、全国市町村平均値と千葉県内市町村平均値を上回る状態が続いています。

審議会等における女性委員割合の推移



※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等における登用状況

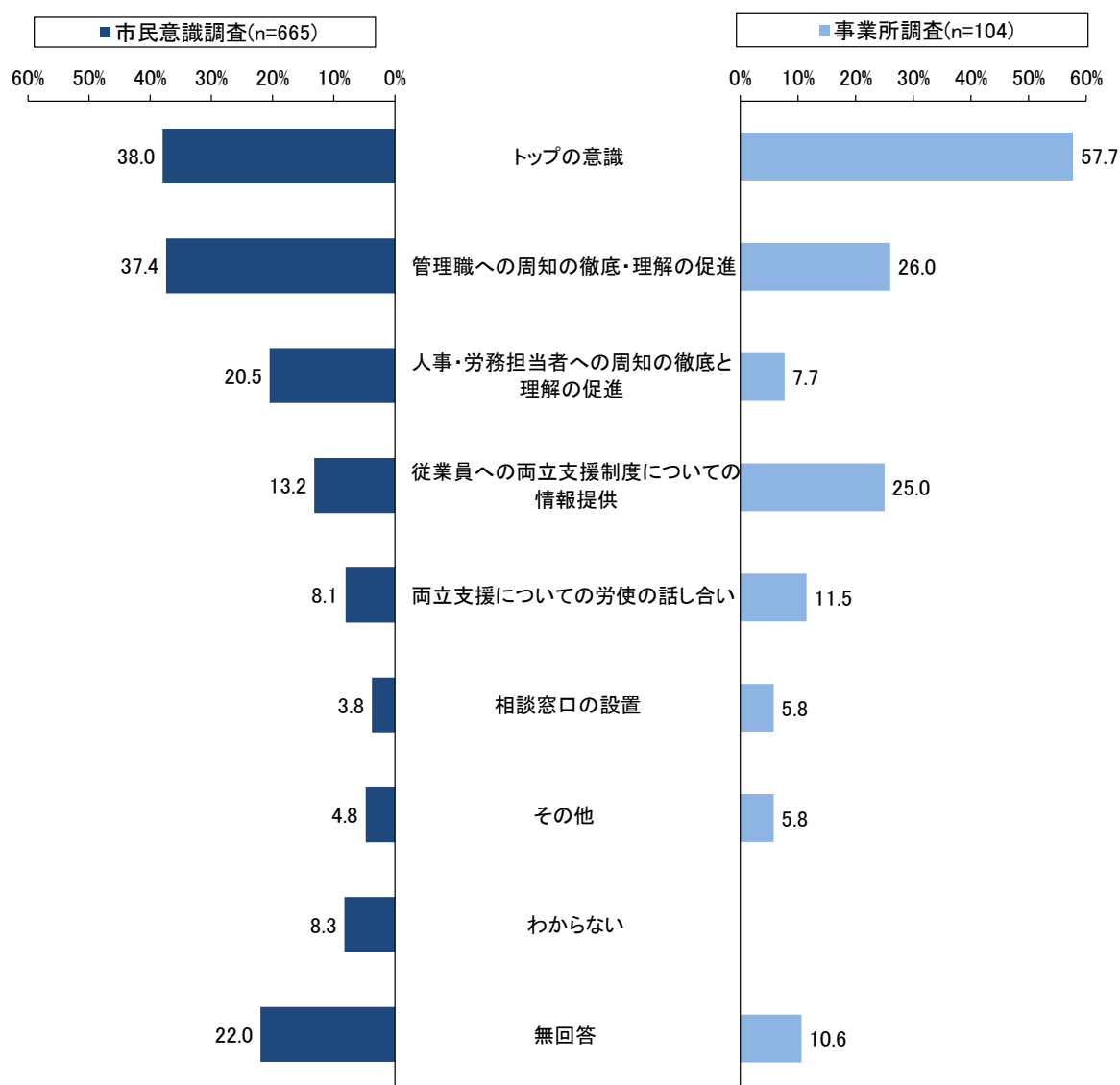
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」

⑤ワーク・ライフ・バランスについて（市民意識調査、事業所調査、ワーク・ライフ・バランス推進事業所調査）

本市の「市民意識調査」（平成30年度）、「事業所調査」（平成30年度）では、市民、事業所の双方に対して、ワーク・ライフ・バランスを充実するために特に重要なことを調査しました。

市民意識調査では、「トップの意識」（38.0%）、「管理職への周知の徹底・理解の促進」（37.4%）がともに多く、「人事・労務担当者への周知の徹底と理解の促進」（20.5%）が続きます。また、事業所調査では、「トップの意識」（57.7%）を挙げる事業所が全体の半数を超えており、「管理職への周知の徹底と理解の促進」（26.0%）が続いています。企業のトップや管理職がワーク・ライフ・バランスについて意識を持ち、自社の取り組みの充実を図ることが今後求められます。

■ 職場においてワーク・ライフ・バランスが充実するために重要なこと

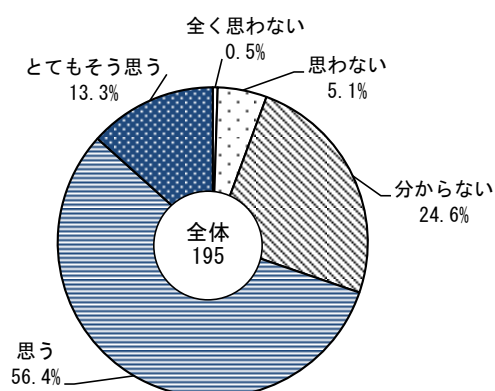


資料：習志野市「男女共同参画に関する市民意識調査」「男女共同参画に関する事業所調査」（各平成30年12月）

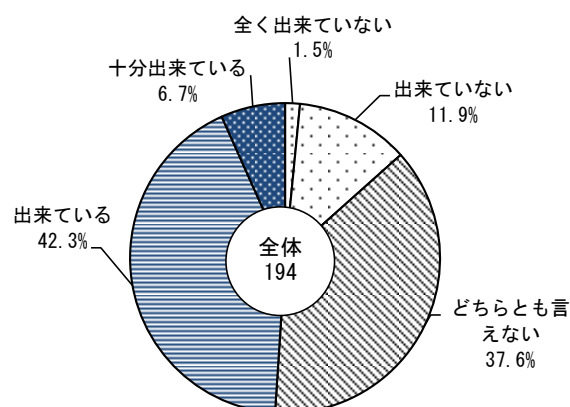
本市の「ワーク・ライフ・バランス推進事業所調査」(平成30年度)によると、従業員の余暇重視の経営が企業成績にも好影響を与えと思う事業所の割合は、ほぼ7割となっています。一方、実際に従業員が家族や余暇活動のための時間を確保できるようにする取り組みが十分に出来ているという事業所の割合は、5割に達していません。

■ 従業員の余暇を重視する経営と取り組み状況

従業員が家族や余暇活動のための時間を十分に確保できるようにする経営が、企業業績にもよい結果を生むと思いますか？



従業員が家族や余暇活動のために時間を確保できるようにする取り組みが、十分に出来ていますか？

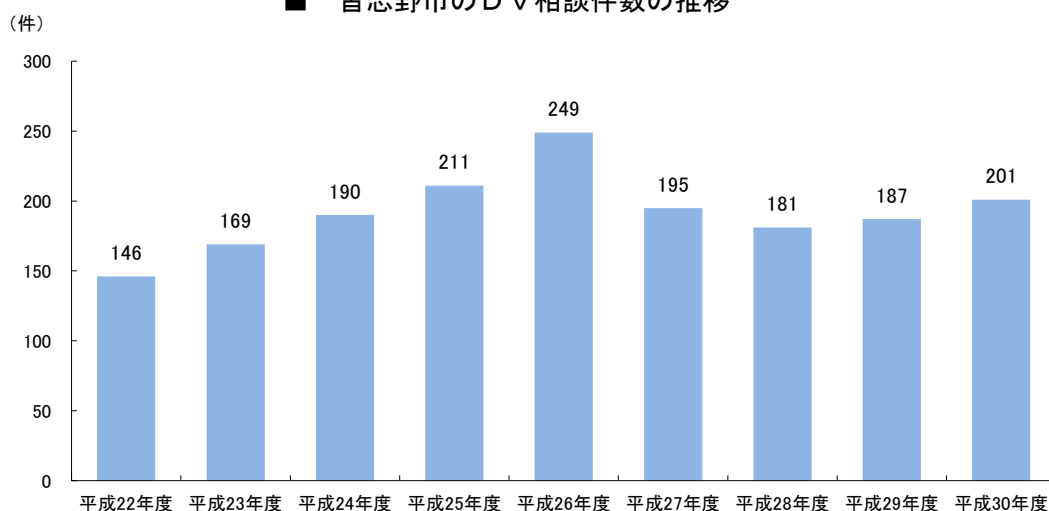


資料：習志野市「ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査（平成31年3月）」

⑥配偶者・パートナー間の暴力（DV）

本市のDV相談件数の推移を見ると、平成26年度から平成28年度にかけて減少を続けたものの、近年は増加傾向に転じています。

■ 習志野市のDV相談件数の推移



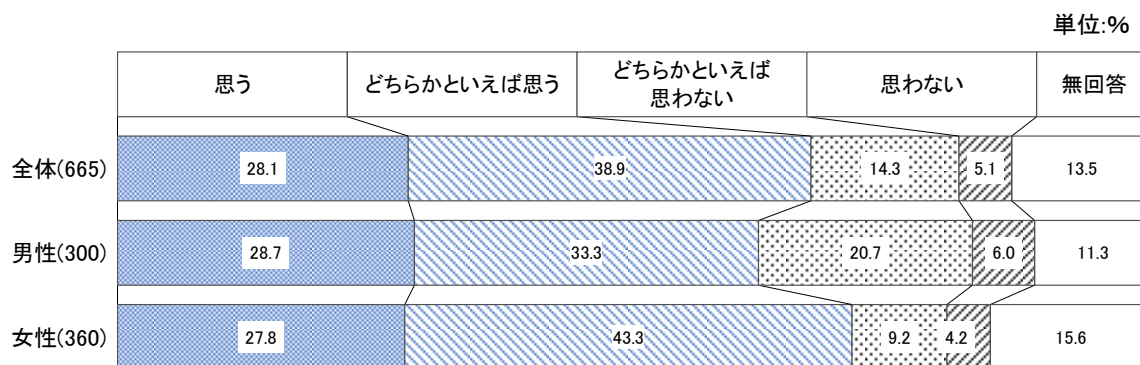
※デートDVを含む

資料：習志野市男女共同参画センター

⑦性の多様性について（市民意識調査）

本市の「市民意識調査」（平成30年度）で性的少数者が偏見や差別などにより生活しづらい社会と思うかどうかを尋ねたところ、「思う」が28.1%、「どちらかといえば思う」が38.9%であり、回答者全体の3人に2人がこうした意識を持っていることがわかります。特に、女性の「思う」「どちらかといえば思う」の合計は71.1%であり、男性を9ポイント上回っています。

■ 性的少数者が生活しづらい社会だと思うか



資料：習志野市「男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年12月）」

第2章 計画の基本的考え方

1 計画の将来像

計画の将来像とは、男女共同参画をめぐる様々な課題を乗り越え、多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえた本市が目指すべき方向性を示すものです。

**誰もが個人として尊重され、
その人らしく活躍できる社会の実現をめざして**

2 基本理念

習志野市男女共同参画推進条例第3条では、男女共同参画の推進のため、次の5つを基本理念と定めています。

■ 習志野市男女共同参画推進条例の基本理念

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担に影響されることなく、あらゆる分野における活動を自己の意思により、選択できること。
- (3) 男女が、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域その他の社会生活における活動を両立することができること。
- (5) 男女が、互いの性への理解を深めることにより、健康について互いの意思を尊重し合い、その生涯にわたる心身の健康が維持されること。

この計画は、習志野市男女共同参画推進条例との間で基本理念を共有して、具体的な事業を推進することによって計画の将来像の実現を目指します。

3 基本目標

計画の将来像の実現のため、基本理念に基づき5つの基本目標を設定します。基本目標は近年の男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や、本市のこれまでの基本計画における取り組みとその成果を踏まえて設定するものです。

基本目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画の根底をなす基本理念です。性別にかかわらず、誰もが個人として尊重されなければなりません。

しかし、現在の社会には、依然として「男性は仕事、女性は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとなっています。

このような意識を見直し、一人ひとりが能力を発揮できる機会が確保されるよう、男女共同参画の意識啓発を進めるとともに、家庭や地域、学校等における男女平等教育・学習の推進を図り、社会の慣習・慣行や人々の意識等の変革を促進します。

また、配偶者・パートナー間の暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメント等は依然として多く、被害を受ける人が後を絶ちません。しかも、加害者が身近な人であることが多いことから、被害の潜在化・深刻化が懸念されます。このような人権を侵害する暴力のない社会づくりに向けて、暴力の防止対策や被害者支援に努めます。

そして、LGBT等の性の多様性をめぐる状況は大きく変化し、関心は高まりつつありますが、正しい理解が進んでいるとは言い難く、多様な性的指向及び性自認・性別違和の人々が悩みを抱え、自分らしく生きることが困難な状況に置かれています。性の多様性に対する差別と偏見をなくすためには、多様な性を認め合うことが大切となることから、性の多様性に関する理解促進を図ります。

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、性別を問わず誰もが自ら希望する分野に参画し、活動できる社会とする必要があります。わが国では従来、男性に比べて女性の社会参画が進んでいない状況がありましたが、平成27年の女性活躍推進法の制定、平成30年の政治分野における男女共同参画推進法の制定などを背景として、近年、政治分野や行政分野をはじめ、企業や各種団体等における意思決定の過程への女性の参画への取り組みが進みつつあります。しかし、依然として十分な水準に達しているとは言えません。

また、近年、平成23年の東日本大震災や、平成28年の熊本地震などをはじめとして、全国各地で災害が起きています。防災対策や災害発生時の避難所運営において、男女共同参画の視点に欠けた運営がなされ、被災した人々のうち、特に女性が困難を抱えるという課題があります。本市周辺での大規模な災害の発生に備え、男女共同参画の視点を踏まえた万全の防災対策が求められます。

本計画では、事業所等における多様性（ダイバーシティ）の推進などを通して、政策・方針決定過程への女性のさらなる参画を進めるとともに、男女が互いに責任を分かち合いながら、地域のさまざまな活動に主体的に参画できる社会を目指し、地域活動や防災対策での男女共同参画を促進し、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅲ 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり

誰もが社会のあらゆる分野における活動に参画するためには、固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、一人ひとりの多様な働き方や生き方を認め合い、誰もが活躍できる環境が整備されていることが必要です。平成31年4月より徐々に施行されている働き方改革関連法により、今後、働く人々を取り巻く環境は大きく変化することが予想されます。このことから、働く場における男女の機会均等を促すことを徹底し、子育てや介護等の事情で就労継続を断念した女性等の再チャレンジや、起業する女性の支援を進めるとともに、地域の魅力や活力を高め、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

また、家庭生活と社会生活の両立に向けて、固定的な性別役割分担意識の見直しを図るとともに、男女共同参画の視点に立った子育て支援、介護支援の充実を図ります。

基本目標Ⅳ 心が通い合い、健康で安心して暮らせる環境づくり

誰もが思春期から妊娠・出産期、更年期、老年期にかけて、様々な健康課題に直面します。一人ひとりが生涯を通じて、自身の健康状態に応じて適切な自己管理を行うとともに、生活する上でそれぞれの課題を理解し、互いに配慮し合いながら暮らすことが必要です。本市では、「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例（通称、健康なまち習志野条例）」（平成25年4月施行）や「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例（通称、こころが通うまちづくり条例）」（平成28年4月施行）を制定し、誰もが生きがいを持ち、生涯を通して心身ともに健康な生活を送ることの重要性を認識した上で、施策を展開しています。

また、性別だけでなく、年齢や国籍、障がいの有無、職業などの違いにより、生活上の困難を抱え、支援を必要としている人々がいます。ひとり親家庭の人や高齢者、障がいのある人、外国人等に対する支援に取り組み、誰もが心を通わせ合いながら、健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅴ 将来像の実現に向けた推進体制づくり

本計画の将来像の具現化のためには、市、市民、市内の事業者など、あらゆる組織・個人が協力し合うことが欠かせません。とりわけ、市内事業所の一員として、本市は模範的な立場で責務を果たすことが求められます。男女共同参画センターが中心となり、市民との協働を進めながら、本計画を着実に実行します。

4 計画の体系



5 重点施策

本計画期間中においては、次の6つの施策の方向を重点的に取り組みます。

（１）ＤＶ被害者が安心して相談できる体制の整備

配偶者・パートナーの間に生じる暴力（ＤＶ）は、被害者の命に危険が及ぶこともある人権侵害です。ＤＶ被害の深刻化を防ぐためには、早期に相談へとつなげることが重要です。ＤＶ被害者が安心して相談できるよう、相談窓口を周知するとともに、庁内関係部署や関係機関と連携を図りながら、相談体制の整備を重点的に取り組みます。

（２）市政における女性の参画の推進

多様な意見が社会の政策・方針決定過程に公平・公正に反映されるためには、あらゆる分野において男女がともに参画する機会が確保されることが必要です。本市の審議会等における女性委員や市職員の管理職に占める女性職員割合は、３０％未満となっていることから、市政における女性参画のさらなる推進に取り組みます。

（３）事業所等における多様性（ダイバーシティ）の促進

人口減少に伴う、労働力不足が懸念される中、女性をはじめとした多様な人々が活躍できる社会の実現が重要となっています。誰もが多様で柔軟な働き方が選択でき、女性、高齢者、障がいのある人、外国人等の多様な人々が活躍できるよう、事業所等における多様性（ダイバーシティ）の促進に取り組みます。

（４）防災における男女共同参画の促進

近年のわが国は、地震や台風等の自然災害が多く発生しています。千葉県においては、令和元年９月から１０月にかけて上陸した台風の影響により、極めて深刻な被害が発生しました。防災分野における男女共同参画の実現は喫緊な課題であると考えられることから、防災における男女共同参画の促進を重点的に取り組みます。

（５）働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランスの推進は、職場、家庭、地域社会の幅広い領域にわたることから、男女共同参画社会の実現、その人らしく活躍できる社会の実現において大きな影響力があり、重点的に取り組む必要があります。仕事と子育ての両立支援制度の周知やワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組み、働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進に取り組みます。

（６）家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、誰もが、仕事と育児や介護などの家庭生活との両立や地域社会へ参画しながら、働き続けることができる環境の整備に取り組む必要があります。仕事と育児や介護の両立に向けて、子育て支援、介護支援の充実を図ります。

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり

課題1 男女共同参画の意識の醸成

本市の「市民意識調査」（平成30年度）からは、政治の場、社会通念や習慣を中心に、多くの分野について女性に比べて男性が優遇されているという意識が強いことがわかります。本市は平成6年度策定の「習志野市女性プラン」以来、計画に基づいて取り組みを展開してきましたが、社会には男性優遇意識が根強く残っています。

こうした状況の変革のためには、誰もが男女共同参画を自身の問題であると認識して、自ら積極的に習慣・慣行を変えるための行動をとることが必要です。社会によってつくりあげられた「男性像」「女性像」のような「社会的性別（ジェンダー）」の概念を市民が十分に理解し、性差別や性別による固定的役割分担、偏見等が社会的につくられたものであることを意識することが大切です。

広報の充実や講座の開催といった情報提供・学習機会の拡大を通して、社会的性別（ジェンダー）の視点を養い、男女共同参画の意識啓発を図ります。また、国籍の異なる市民との交流を通じ、国際的視野に立った男女平等意識への理解を促進します。

施策の方向① 男女共同参画の意識啓発

番号	事業名	取り組み内容	担当課
1	男女共同参画社会づくりのための情報紙の発行	市民と協働により情報紙を発行し、市民の手に届くよう配布します。	男女共同参画センター
2	男女共同参画週間における講演会等の実施	毎年行われる国の男女共同参画週間に合わせ、講演会等を実施します。	男女共同参画センター
3	広報紙、ホームページ等メディアの活用による啓発	男女共同参画センターで行っている事業や、男女共同参画に関する情報を、広報紙、ホームページ、ツイッター等を通じて発信します。	男女共同参画センター
4	市職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	新規採用職員を対象として、男女共同参画の理解を深める研修を実施し、男女共同参画の意識向上を目指します。	人事課
5	民生委員・児童委員に対する男女共同参画に関する啓発の推進	市民生活に直結している民生委員・児童委員を対象とする男女共同参画に関する啓発を推進し、研修の参加を促します。	社会福祉課
6	男女共同参画についての庁内啓発	市職員へ庁内啓発紙を発行し、啓発を行います。	男女共同参画センター
7	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する講座等を開催します。	男女共同参画センター
8	事業所に対する男女共同参画に関する啓発	事業所に対して、商工会議所等の関係機関と連携し、男女共同参画に関する啓発を行います。	男女共同参画センター 産業振興課

施策の方向② 男女共同参画に関する情報収集と調査研究

番号	事業名	取り組み内容	担当課
9	男女共同参画関係図書及び情報の収集と提供	男女共同参画に関する図書及び資料を整備し、提供します。	男女共同参画センター
10	男女共同参画に関する意識調査の実施	次期基本計画策定の資料とするため、市民、事業所及び市職員の男女共同参画に関する意識調査を実施します。	男女共同参画センター

施策の方向③ 国際交流を通じた男女平等意識への理解の促進

番号	事業名	取り組み内容	担当課
11	社会的性別の視点を持ち、国際交流の促進及び国際理解に向けた情報の収集と提供	姉妹都市との交流を中心に、男女問わず、社会的性別の視点を持った市民の国際感覚の醸成を促します。	協働政策課

課題2 男女平等教育・学習の推進

男女平等の意識づくりは、幼少期からの家庭教育・学習、保育園や幼稚園における教育・学習、学校における教育・学習が重要な役割を担っています。児童・生徒の発達段階に応じて、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなど将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進める必要があります。あわせて、児童・生徒が自らの生き方や能力・適性に応じて進路を主体的に選択する力をつけるキャリア教育の充実が求められます。

教育関係者の男女共同参画に関する意識は、子どもたちをはじめ教育を受ける立場の人に大きな影響を及ぼします。学校で性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うとともに、無意識に性別で差別することがないように教職員の男女共同参画に関する研修への参加を促進します。

また、社会教育においても取り組みを行い、家庭や地域において、生涯を通じて男女共同参画の意識が高められるよう学習機会の確保を図ります。

施策の方向① 就学前における男女平等教育の推進

番号	事業名	取り組み内容	担当課
12	保育所・幼稚園・こども園における男女平等の保育・教育の推進	乳幼児の保育や指導において、男女平等の視点に配慮したカリキュラムを行っているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。	こども保育課
13	保育・幼児教育関係者の男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修の実施	保育所・幼稚園・こども園職員に対して、男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修を実施します。	こども保育課

施策の方向② 学校における男女平等教育の推進

番号	事業名	取り組み内容	担当課
14	男女平等の視点を盛り込んだ人権尊重教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	指導課
15	男女平等の視点に立った教育相談、適応指導教室の実施	教育相談、適応指導教室においては、男女平等の視点に配慮し、個に応じた相談、指導を行います。	総合教育センター
16	男女平等の視点に立った進路指導の実施	進路指導を行う上で、生徒や保護者に対し、男女平等の視点に配慮し、個に応じた指導を行います。	指導課
17	男女平等の視点に立った職場体験学習の実施	職場体験学習を行う上で、男女平等の視点に配慮し、個に応じた職場体験学習に取り組めるようにします。	指導課
18	校務分掌等における固定的性別役割分担の解消	性別にとらわれず、適材適所、能力開発の視点により教員の職務分担（校務分掌）を行います。	指導課 学校教育課
19	教職員の男女共同参画に関する研修への参加促進	県で主催する男女共同参画に関する研修への参加を促進します。	指導課
20	キャリア教育の推進	男女ともに個性と能力に応じ、キャリア発達することによって社会的責任を果たし、自らの可能性を高めていく能力を育みます。	指導課 習志野高等学校 (学校教育課)

施策の方向③ 家庭、地域における男女平等教育・学習の推進

番号	事業名	取り組み内容	担当課
21	男女共同参画に関する講座等の開催や情報の提供	男女共同参画に関する講座等の開催や情報提供を行います。	公民館
22	男女平等の視点に立った幼児・家庭教育学級の実施	幼児家庭教育学級及び家庭教育学級の実施について、男女平等や男女共同参画の視点に配慮し、日程や内容等の検討を行います。	公民館
23	誰もが参加しやすい講座づくり	講座の実施について、誰もが参加できるよう日時・場所・保育等に配慮します。	公民館

課題３ 性の多様性の理解促進と差別・人権侵害のない環境の醸成

LGBT等の多様な性の人々は、周囲の理解不足や偏見により、さまざまな困難に直面しています。本市では、平成31年1月に職員及び教職員等が多様な性的指向及び性自認・性別違和の人々の困難を理解し、適切な対応のための一助として、「性的指向及び性自認・性別違和に関する対応指針」を作成しました。今後、庁内において対応指針の趣旨を踏まえた取り組みを進めるとともに、市民や市内事業所等においても性の多様性に関する理解促進が図られるよう取り組みます。

また、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめ、パワー・ハラスメントや妊娠、出産、育児休業等を理由とする解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱い（いわゆるマタニティ・ハラスメントや、子育てに積極的にかかわろうとする男性が職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること等）はあってはならないものです。性暴力、ストーカー行為等は、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。

このような人権侵害となる行為の発生を防止し、根絶するための意識啓発、相談体制の充実等に積極的に取り組みます。

施策の方向① 多様な性を尊重する意識啓発

番号	事業名	取り組み内容	担当課
24	性の多様性に関する理解促進	性の多様性に関する正しい理解を促進するための啓発活動を行います。また、パートナーシップ制度について調査、研究を行います。	男女共同参画センター
25	【新規】 公的証明書等における性別欄の廃止等の周知	市が所管・使用する書類について法的義務付けや事務の性質上必要であるものを除き、性別欄を廃止すること及びアンケート等で性別欄が必要な場合は、男女以外の選択肢の設定をすることについて庁内への周知を行います。	男女共同参画センター
26	【新規】 学校における性の多様性に関する理解促進	人権教育の中で、性の多様性に関する内容を取り入れ、児童・生徒への理解を促進します。また、必要がない場合は性別による区分をしないよう配慮します。	指導課 学校教育課
27	【新規】 市職員に対する性の多様性に関する研修等の実施	新規採用職員研修において、性の多様性に関する内容を盛り込み、性の多様性に関する理解を促進します。	人事課
28	【新規】 教職員の性の多様性に関する研修等への参加促進	県が主催する性の多様性に関する研修等への教職員の参加を促進します。	指導課 学校教育課

施策の方向② 人権侵害のない環境に向けた啓発

番号	事業名	取り組み内容	担当課
29	人権尊重についての広報と啓発	人権啓発パンフレット等の配布や広報紙により人権強化週間等の周知を行います。また、人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。	社会福祉課
30	【女性活躍】 ハラスメントの防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワー・ハラスメントに関する認識を深め、被害防止に向けた啓発を行います。	男女共同参画センター
31	【女性活躍】 働く場におけるハラスメントの防止に向けた啓発	商工会議所等と連携・協力し、誰もが働きやすい雇用環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワー・ハラスメントの防止対策の周知に努めます。	男女共同参画センター 産業振興課
		市職員や教育関係者に対し、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワー・ハラスメントの防止に向けた研修や、被害者の支援等を実施します。	学校教育課 人事課
32	性の商品化を防ぐための啓発	性の商品化を防ぐため、有害ビラや看板の撤去等を行います。	青少年センター

課題4 配偶者・パートナーの間に生じる暴力（DV）の防止と対応

配偶者・パートナーの間に生じる暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは、外部からその発見が困難という特性上、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあるため、市民一人ひとりがDVについて正しく理解し、被害の兆候を見逃さないようにするとともに、被害者を発見した場合は早期に適切な関係機関につなげることの徹底が求められます。

DV被害者の安全を確保し、安心して新たな生活をスタートさせるためには、相談から生活再建まで一貫した支援を実施するとともに、庁内の関係部署や警察、配偶者暴力相談支援センターとの情報の共有や連携を強化し、被害者の不安解消を図り、孤立しがちな被害者自身が受けた被害を躊躇せずに打ち明けることができる相談体制を整備する必要があります。また、被害者に子どもがいる場合や、高齢者、障がいのある人、外国人である場合については、それぞれの事情に十分配慮することも必要です。こうしたことから、DV防止のための広報、啓発を行うとともに、DV被害者が安心して相談できる体制を整備し、被害者の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。

また、デートDVについての周知・啓発等を積極的に行い、若い世代における被害の根絶と将来的なDVの発生防止を図ります。

施策の方向① DV防止のための広報・啓発

番号	事業名	取り組み内容	担当課
33	DVに関する啓発	啓発パンフレットの配布や広報紙、ホームページ等によりDVは人権侵害であることや「女性に対する暴力をなくす運動」の周知について広報、啓発を行います。	男女共同参画センター
34	児童虐待防止への啓発	ポスターやパンフレットの配布、研修等により、児童虐待防止の啓発を行います。	子育て支援課
35	児童・生徒の発達段階に沿った人権尊重の視点からの性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じて、男女の成長の違いや生命誕生の仕組みを学習し、児童・生徒が男女対等の立場で、互いの人権を尊重し合う教育を実施します。	指導課
36	【新規】 デートDVに関する啓発	デートDVに関する周知について広報、啓発を行います。	男女共同参画センター
		生徒に対して、デートDVに関する啓発を行います。	学校教育課 指導課

施策の方向② DV被害者が安心して相談できる体制の整備《重点施策》

番号	事業名	取り組み内容	担当課
37	各種相談員のDV等に関する相談技術の向上	DV啓発研修や男女共同参画に関する研修への参加により、多様化する相談内容に適切に対応します。	子育て支援課 総合教育センター
38	DV家庭の子どもへの支援	子どもの養育及び発達に関する相談に応じながら、DV家庭の早期発見に努め、虐待が疑われる子どもについて、関係機関との連携により支援を行います。	子育て支援課 ひまわり発達相談センター
39	女性の生き方相談の充実	女性の生き方相談の充実を図るとともに、関連する相談機関との連携を図り、相談者の支援、保護に取り組みます。	男女共同参画センター
40	男性の生き方に対する相談体制の充実	相談者の訴えをしっかりと受け止め、必要に応じて専門相談機関等と連携を図りながら相談支援を実施します。また、男性相談の実施について検討します。	男女共同参画センター
41	健康相談事業の充実	健康な生活ができるよう、必要な情報提供を行います。また、必要に応じて関係機関と連携し、適切な対応をします。	健康支援課

番号	事業名	取り組み内容	担当課
4 2	高齢者への情報提供と相談の充実	市内5か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）において、虐待や暴力等を受けている方々についての相談に対応し、情報提供を随時行います。	高齢者支援課
4 3	【新規】 障がいのある人への情報提供と相談の充実	関係課と連携を図りながら、障がいのあるDV被害者についての相談に対応し、情報提供を随時行います。	障がい福祉課
4 4	DVに関する相談窓口の周知	配偶者暴力相談支援センター等のDV相談窓口について、チラシ等の配布や広報紙、ホームページ等の掲載により周知を行います。	男女共同参画センター

施策の方向③ DV被害者の生活再建に向けた支援

番号	事業名	取り組み内容	担当課
4 5	緊急保護を求めるDV被害者への支援	関係機関との連携を取り、被害者を一時保護につなぐ等の適切な支援を行います。	男女共同参画センター 子育て支援課
4 6	DV被害者支援制度についての情報提供	DV被害者を支援する制度について、被害者の状況に応じた情報提供や証明書の作成など自立に向けた支援を行います	男女共同参画センター
4 7	生活困窮に関する相談支援	生活に困窮するDV被害者に対し、らいふあっぷ習志野において、相談に応じます。生活保護による支援が必要な場合は、生活保護制度につながります。	生活相談課
4 8	高齢者への自立支援	養護者（配偶者や家族等）からの虐待を受けた高齢者の自立に向けて、施設利用も含め支援を行います。	高齢者支援課
4 9	障がいのある人への自立支援	養護者（配偶者や家族等）からの虐待を受けた障がいのある人の自立に向けて、施設利用も含め支援を行います。	障がい福祉課
5 0	住宅に関する情報提供	DV被害者が新たな生活の場を見つけるため、市営、県営住宅などの公営住宅の優先入居等に関する情報を提供します。	住宅課

施策の方向④ DVの防止と対応のための関係機関等との連携・協力

番号	事業名	取り組み内容	担当課
5 1	庁内関係部署との連携	DV防止推進関係課長会議の開催や庁内関係部署との連携を図り、情報の提供や共有に努めます。	男女共同参画センター

番号	事業名	取り組み内容	担当課
5 2	庁外関係機関との連携	県主催の連絡会議の出席により、情報交換に努め、県、警察、民生委員・児童委員等と積極的に連携を図ります。	男女共同参画センター 子育て支援課 社会福祉課

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり

課題１ 政策・方針決定における女性の参画の推進

社会のあらゆる分野に男女が対等な関係で参画するということは、男女共同参画社会実現の前提であると言えます。とりわけ、政策・方針決定過程に男女がともに参画する機会が確保されることにより、政策や方針に多様な意見を反映させることが可能となるとともに、男女ともに責任を分かち合いながら社会が成長していくことにつながります。

本市の「市民意識調査」（平成３０年度）では、政策決定の場における女性の参画について、男女半々になってほしいとする回答が全体の６割弱を占めており、こうした意識が近年高まりつつあります。しかしながら、本市の審議会等委員（＊１）における女性委員の比率は２９．８％（平成３１年４月１日現在）、市職員の管理職に占める女性職員（＊２）の比率は２９．５％（平成３１年４月１日現在）となっており、市政における女性参画のさらなる推進を図る必要があります。

また、急速な人口減少による将来の労働力不足が懸念され、企業等における人材の確保の視点からも、女性、障がいのある人、高齢者、外国人など、多様な個性や価値観を尊重し、その潜在力を最大限に発揮して組織の可能性を引き出す多様性（ダイバーシティ）が重視されるようになってきました。多様で柔軟な働き方が選択でき、女性をはじめとした多様な人々が活躍できるよう、事業所等における多様性（ダイバーシティ）の促進に取り組みます。

＊１：地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき、法律または条例に定めるところにより設置されている附属機関及び規則、要綱等に基づき附属機関に準じて設置される機関の委員。

＊２：「習志野市女性活躍推進特定事業主行動計画（平成２８年４月１日）」の実績値。

施策の方向① 市政における女性の参画の推進《重点施策》

番号	事業名	取り組み内容	担当課
５３	【女性活躍】 審議会等への女性委員の登用の推進	各種審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。	男女共同参画センター 総務課
５４	男女共同参画の視点を持った人材の情報提供	男女共同参画の視点を持った人材の情報を収集し、提供します。	男女共同参画センター
５５	開かれた議会への取り組み	市民により一層身近で親しみやすい市議会を目指し、ホームページや市議会報の改善に取り組むとともに市議会報をより多くの方に読んで頂けるよう努めます。	議会事務局
５６	【女性活躍】 市役所女性職員の活躍推進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、女性が働く職域の拡大を図ります。また、指導的立場につく女性に対して、各種研修の参加を促進するなど育成・支援を行います。	人事課

施策の方向② 事業所等における多様性（ダイバーシティ）の促進《重点施策》

番号	事業名	取り組み内容	担当課
57	【女性活躍】 各種表彰・認定・登録・ 認証制度の周知	市内事業所や市民等に対し、千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度や女性活躍推進法に基づく認定制度「えるぼし」等の周知を行います。また、商工会議所等の関係機関と連携し、認定に向けた支援を行います。	男女共同参画センター 産業振興課
		市内事業所や市民等に対し、仕事と介護の両立支援「トモニン」等の周知を行います。また、商工会議所等の関係機関と連携し、認定に向けた支援を行います。	高齢者支援課 障がい福祉課 産業振興課
		市内事業所や市民等に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度「くるみん、プラチナくるみん」や、習志野市子育て支援先端企業認証制度の周知を行います。また、商工会議所等の関係機関と連携し、認定に向けた支援を行います。	こども政策課 産業振興課
58	【女性活躍】 女性活躍、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所に対する入札制度における優遇（インセンティブ）の付与	女性の活躍やワーク・ライフ・バランス等の実現に向けて、積極的に取り組む事業所の受注機会を増大する公共調達のしくみを導入します。	契約検査課
59	【女性活躍】 認定（表彰）を受けた優れた事業所の取り組みに対する情報発信	認定（表彰）された事業所やその取り組みを、好事例として市民、事業所、学生等に向けて幅広く情報発信します。また、このような取り組みを進める事業所を増やします。	男女共同参画センター

課題2 まちづくりにおける男女共同参画の促進

豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、町会・自治会やPTA等の地域活動において、性別や年齢等に関わらず、様々な人が参画し、意見が反映されることが重要です。

また、防災の分野では、災害対応や災害時の避難所運営を担う立場に女性の参画が少ない状況にあり、全国で発生した大規模な災害の際の事例等を踏まえると、避難所における男女のニーズの違いに対する意識や女性の視点が欠けた運営がなされる問題等の発生が懸念されます。また、性の多様性に関する理解が深まる中、災害時の避難所において、多様な性の人々が負担を感じる機会があることを十分に理解する必要があります。

そこで、地域活動の参加への啓発・情報提供、女性の参画が少ない活動や分野への積極的な女性の参画、性の多様性への配慮と女性の視点を盛り込んだ防災対策等に取り組みます。

施策の方向① 地域活動における男女共同参画の促進

番号	事業名	取り組み内容	担当課
6 0	町会・自治会等の活動への男女の共同参画意識の啓発及び意思決定への女性の参画促進	連合町会連絡協議会との連携のもと、町会・自治会等の活動の啓発と男女共同参画意識の向上に努めます。	協働政策課
6 1	市民活動団体の支援並びに市民活動及びボランティア活動の情報提供	市民活動団体を支援するとともに、「習志野市ボランティア・市民活動センター」と連携を図りながら、市民活動及びボランティア活動の情報提供に努め、性別にかかわらず、市民活動に参画できるように促します。	協働政策課
6 2	ボランティア活動の普及・啓発	公民館利用サークルが、男女ともに日々の活動成果を地域・社会に還元できるように支援します。また、学習圏会議の活動において男女ともにボランティア活動に参加できるような場を提供します。	公民館

施策の方向② 防災における男女共同参画の促進《重点施策》

番号	事業名	取り組み内容	担当課
6 3	男女共同参画の視点を盛り込んだ防災体制の整備	女性及び性の多様性に配慮した地域防災計画とするための点検や見直し、並びに防災用品の整備と避難所運営に取り組みます。	危機管理課
6 4	【新規】 防災対策における男女共同参画の意識啓発	市民や市職員に対して、防災対策における男女共同参画や性の多様性についての意識啓発を図ります。	危機管理課

基本目標Ⅲ 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり

課題１ 働く場における男女共同参画の促進

仕事は生活の経済的基盤であるとともに、就労を通して自己実現を図るという人も多く、働く場における男女共同参画の実現は、一人ひとりが活躍できる社会を築く上で、なくてはならないものです。また、企業の成長・発展のためには、誰もが働きやすい職場環境づくりが不可欠です。

しかしながら、本市の「市民意識調査」（平成３０年度）では、職場において「男性が優遇されている」と回答した人の割合は６割強となっています。雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の促進に向けて、事業者への労働基準法や男女雇用機会均等法をはじめとした各種雇用分野の法律等の周知に努めます。

農業や自営業といった分野では、家族での経営が基本という特性上、家庭における男女の関係性が働く場にも持ち込まれ、女性が経営に携わる機会が乏しいという面が見られます。男女が対等に経営に参画しやすい環境に向けて取り組みます。

女性を取り巻く就労環境の改善や社会の変化に伴い、近年では女性の年齢階級別労働力率が全体として上昇し、いわゆる「Ｍ字カーブ」は解消傾向にあります。しかし、本市の３０歳代と４０歳代前半の労働力率（平成２７年国勢調査）は全国平均及び県平均を下回っています。就労を希望する女性が確実に働くことができるよう、関係機関と連携し、女性の起業や再就職の支援に取り組みます。

施策の方向① 雇用の分野における男女の機会均等、待遇改善の促進

番号	事業名	取り組み内容	担当課
６５	雇用分野における法律等に関する情報の提供	関係機関と連携して、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「労働者派遣法」などの雇用分野の法律や制度の周知に努めます。	産業振興課 男女共同参画センター

施策の方向② 農業従事者、自営業等における男女共同参画の促進

番号	事業名	取り組み内容	担当課
６６	農業従事者における家族経営協定締結の推進	家族で農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて家族間で取り決める「家族経営協定」の締結を推進します。	産業振興課
６７	【女性活躍】 農業従事者等における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本としている農業従事者等において、男女が対等に経営に参画しやすい環境づくりを進めます。	産業振興課

施策の方向③ 女性の起業、再チャレンジ支援

番号	事業名	取り組み内容	担当課
68	【女性活躍】 職業能力・技術を習得する学習情報の提供	就労セミナーの開催、就労相談・就労情報の提供を行います。	産業振興課
69	【女性活躍】 創業に関する情報提供	市内で、創業・開業しようとする市民に対する資金融資等に関する情報の提供を行います。	産業振興課
70	【女性活躍】 創業を支援する講演会等の開催	商工会議所等と連携し、創業に関する相談窓口の設置や講演会、創業塾等を開催し、市内での創業を支援します。	産業振興課
71	【新規】【女性活躍】 就労や再就職に関する情報提供	ふるさとハローワーク等と連携し、就労や再就職に関する情報の提供を行います。	産業振興課
72	【女性活躍】 再チャレンジ支援講座の実施	就労を支援する講座等を実施します。	男女共同参画センター

課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

固定的な性別役割分担意識を背景に、依然として就労の有無に関わらず家事・育児・介護・地域活動における役割の多くを女性が担っています。一方、男性においては生活に占める仕事の比重が依然として大きく、仕事と生活が調和した社会の実現が求められています。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働いて仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会です。誰もが自らの希望する働き方・生き方が選択できるよう、職場・家庭・地域社会における固定的な性別役割分担意識を変えとともに、働く場におけるワーク・ライフ・バランスを促進し、家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、「ワーク・ライフ・バランス推進事業所調査」(平成30年度)に基づき、市民及び関係者とともに見直しを図った「ロジック・モデル(*3)」を活用し、引き続き、取り組みの充実を図ります。

*3 「ロジック・モデル」とは

目指す成果目標(アウトカム)を具体的に定め、それを実現するための取り組みとの関係を論理的に整理した体系図です。ロジック・モデルは成果目標(アウトカム)に向けて、社会の変化等に応じ、随時、迅速に効果的な取り組みを検討したり、見直しする際に活用します。また、成果目標(アウトカム)は抽象的な書き方でなく、具体的で、誰もが理解でき、共有しやすいため、さまざまな協力者との役割分担がしやすくなります。多様な協力者とともに協働で取り組みを進める「作戦書」「アクション・プラン」のような働きを果たします。

施策の方向① 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの促進《重点施策》

番号	事業名	取り組み内容	担当課
73	【女性活躍】 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	関係部署と連携し、働き方を見直し、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組む市民を増やします。(市民)	男女共同参画センター
		働き方を見直し、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所が増えるよう、関係部署と連携し、必要な働きかけを行っていきます。(事業所)	産業振興課
		職員の時間外勤務の削減や、男性の育児休暇等の取得促進を図るとともに、働き方の見直しに取り組みます。また、市職員へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発に取り組みます。(市職員)	人事課
74	【女性活躍】 パラレルキャリア(*4)に関する講座の実施	本業以外の社会貢献活動等へとつながる講座を開催し、参加者同士の交流を図りながら、パラレルキャリアを有するいきいきと働く人を増やします。	男女共同参画センター
75	【女性活躍】 仕事と子育ての両立に関する制度の周知	市内事業所における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに関する啓発を行います。	こども政策課

*4「パラレルキャリア」とは

ピーター・ドラッカーが著書「明日を支配するもの」で提唱した考えで、本業を持ちながら、第二、第三の活動をすること。

施策の方向② 固定的な性別役割分担意識の見直しの促進

番号	事業名	取り組み内容	担当課
76	【女性活躍】 固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の実施	家庭内の男女共同参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識を見直す講座等を実施します。	男女共同参画センター 公民館
77	「ママ・パパになるための学級」の充実	安心して妊娠・出産・子育てに臨めるように、知識や技術を提供するとともに、両親が共に子育てを担っていけるように支援します。	健康支援課
78	男女共同参画の視点を含めた啓発紙・パンフレット等の発行	子育てや介護等に関するパンフレット・チラシ等の作成に際し、男女共同参画の視点を含めた紙面づくりを行います。	子育て支援課 介護保険課

番号	事業名	取り組み内容	担当課
79	父親の子育て参画を意識した情報提供	保育所・幼稚園・こども園の事業実施において、父親の子育て参画を促す情報の提供を行います。	こども保育課

施策の方向③ 家庭生活と社会生活の両立に向けた子育て支援・介護支援《重点施策》

番号	事業名	取り組み内容	担当課
80	男女が参加できる地域開放の充実	保育所所庭開放や幼稚園の子育てふれあい広場について、実施内容の充実を図ります。	こども保育課
81	多様な働き方を支援するための保育の拡充	保育所・こども園における時間外保育、産休明け保育、一時保育、預かり保育の実施内容等の拡充を図ります。	こども保育課
82	病児・病後児保育の周知	市内の病児・病後児保育の周知を行います。	子育て支援課
83	ファミリー・サポート・センター事業等の充実	相互援助や組織の活用を行い、サービスメニューの拡大等や会員の確保を行うとともに、研修内容の充実を図ります。	子育て支援課
84	保育所についての情報提供の充実	働きやすい環境づくりのため、保育所入所に関する情報の提供に努めます。	こども保育課
85	子育て支援拠点での男性の参画促進	子育て支援拠点施設の土、日の開所等により平日利用できない家庭も利用しやすい施設づくりを行います。	子育て支援課 こども保育課
86	地域で支える子育ての機運の充実	地域ぐるみの子育て支援体制を推進するため、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課
87	放課後児童会の充実	放課後児童会の施設整備を図り、充実した運営の提供に努め、安心して働くことができる環境づくりに取り組みます。また、支援員に対し、男女共同参画に関する研修を実施します。	児童育成課
88	子育て支援相談の充実	こどもセンター、きらっ子ルームの周知を行うとともに、子育てに関する情報提供を行い、安心して子育てできるよう、個々の家庭に応じた支援を行います。	子育て支援課
89	乳幼児に対する健康相談等の充実	乳幼児の健康相談等を通じて、子どもの発育・発達を確認するとともに、生活習慣や生活リズム等の子育てについての相談に応じ、子育てへの不安を軽減し、より良い親子関係が形成できるよう支援を行います。	健康支援課

番号	事業名	取り組み内容	担当課
90	保健福祉サービスの充実、介護予防の推進	介護予防に関する事業や市民同士の支え合い活動等についての情報を高齢者にも十分提供し、これらの活動に男女が互いの特性を生かしあって参加できるよう支援します。	高齢者支援課
91	介護保険制度の内容理解に向けた啓発	「介護保険制度」について、性別にかかわらず、家族の負担軽減につながるよう、制度の啓発に努めます。	介護保険課
92	介護者の支援体制の充実	市内5か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）において、介護についての相談に対応し、必要な情報の提供を随時行います。	高齢者支援課

基本目標Ⅳ 心が通い合い、健康で安心して暮らせる環境づくり

課題１ 生涯にわたる健康維持への支援

誰もが、生涯にわたり、健康で安心して暮らすためには、性差による身体的特質を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことが欠かせません。また、自らの健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするためには、心身の健康についての正しい知識・情報を入手し、主体的に健康維持に取り組めるようにする必要があります。

健康教育、相談体制の充実とともに、ライフステージに応じた啓発活動や支援の充実を図ります。

施策の方向① 生涯にわたる健康維持への情報提供と相談の充実

番号	事業名	取り組み内容	担当課
９３	年代や個々に応じた健康教育、健康相談の充実	年代や性別に応じた健康教育の実施や個々に応じたきめ細やかな相談に努めます。	健康支援課
９４	健診（検診）に関する情報提供及び受けやすい体制の整備	妊婦・乳幼児健診、成人の健康診査（がん検診等）の事業の充実、整備、情報の周知に努めます。	健康支援課
９５	性感染症・エイズ予防と喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	地域保健では、対象に合わせた啓発活動を行います。学校では、県主催の研修への教職員の参加を促進するとともに、児童生徒に適切な指導を行います。	健康支援課 学校教育課
９６	「生命と性」の健康についての理解の向上	各中学校区の実情に合わせ、中学校区地域保健連絡会等において、「生命と性」の健康についての理解の向上に努めます。	健康支援課

施策の方向② 安心して妊娠・出産できる環境に向けた支援

番号	事業名	取り組み内容	担当課
９７	切れ目ない母子健康支援	「妊娠届出」時に必ず保健師が妊婦やパートナーと面接し、その後のすべての節目の時期に妊娠・出産・子育ての状況を確認し、妊娠中から就学前まで切れ目のない母子健康支援を行います。	健康支援課

課題２ 誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭は、仕事・家事・育児等すべてを一人で担うことが多く、経済・教育・健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親家庭が安心して生活することができるよう、相談・支援体制の充実が必要です。

高齢者や障がいのある人が、性別にかかわらず、住み慣れた地域で社会の一員として、いきいきと暮らしていくためには、福祉サービスや地域における支援の輪を広げることなどが必要です。

また、国際化が進む中、本市で暮らす外国人は増加を続けていますが、言葉や文化の違いに由来する問題や、性別と国籍による複合的な困難を抱えるケースも見られます。

年齢や障がいの有無、国籍の違いに関わらず、本市で暮らす全ての人が安心して暮らすことのできる環境を整備するため、それぞれの状況を踏まえた支援の充実を図ります。

施策の方向① 男女共同参画の視点に立ったひとり親家庭に対する支援

番号	事業名	取り組み内容	担当課
98	ひとり親家庭への相談体制の充実	関係機関との連携による情報収集により、個々のひとり親家庭の状況に応じた相談に対応します。	子育て支援課
99	ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進	ひとり親家庭の生活の安定に資するため手当を支給するとともに、医療費の助成により福祉の増進を図ります。	子育て支援課
100	ひとり親家庭の自立に向けた支援	ひとり親家庭の就労による自立を促進するため、給付金の支給や関係機関との連携により支援します。	子育て支援課

施策の方向② 男女共同参画の視点に立った高齢者、障がいのある人、外国人に対する支援

番号	事業名	取り組み内容	担当課
101	男女共同参画の視点に立った学習機会・情報の提供	千葉県生涯大学校の案内を行い、学習意欲のある高齢者の学習機会の場と情報を広く提供します。	高齢者支援課
		高齢者対象の学習機会、千葉県生涯大学校の案内等の情報を広く提供します。また、公民館活動において、高齢者を対象とした男女共同参画の視点に立った講座を実施します。	公民館
102	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動における男女共同参画の促進	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動において、男女が共同参画できる環境づくりへの支援を行います。	高齢者支援課
103	老人クラブ等の活動における男女共同参画の促進	老人クラブ等の高齢者の活動において、男女が共同参画できる環境や意識づくりへの働きかけを行います。	高齢者支援課
104	障がいのある人の社会参加と就労支援の充実	男女を問わず障がいのある人の社会参加の促進や就労希望者に対する支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
105	障がいのある人の相談	地域共生協議会の活動や障がいのある人の相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課
106	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の充実	男女問わず参加できる障がい者スポーツ大会の実施やレクリエーション活動の充実を図ります。	障がい福祉課

番号	事業名	取り組み内容	担当課
107	【新規】 多文化への理解促進	国際交流協会を中心に、姉妹都市との交流など、国際交流により、多文化への理解を深め、相互理解の促進を図ります。	協働政策課
108	【新規】 外国人向けの日本語教室の開催	外国人の方が安心して日常生活、社会生活を送れるよう、国際交流協会で実施する日本語教室を支援します。	協働政策課

基本目標Ⅴ 将来像の実現に向けた推進体制づくり

課題１ 市民と行政による連携の強化

計画の推進は、行政のみで実現するものではなく、市民一人ひとりをはじめ、市内事業所・各種団体が本計画を理解し、積極的に参加することによって成り立つものです。計画を効果的に進めるために、市民と行政との情報交換の推進や、市民との協働事業を充実させる必要があります。

今後も引き続き、将来像の実現に向けた本市の発信拠点である男女共同参画センターを中心として、男女共同参画のまちづくりに意欲のある団体の活動の充実やネットワークづくりを進めるとともに、市民の多様なニーズに対応した各種情報の提供、市民とのイベント等の実施及び男女共同参画社会づくり情報紙「きらきら」を発行していきます。

施策の方向① 男女共同参画センターを中心とした市民協働の推進

番号	事業名	取り組み内容	担当課
109	男女共同参画推進登録団体連絡会の開催と連携・協働	男女共同参画推進登録連絡会を開催し、団体との情報交換を図るとともに、各団体の活動報告や研修会を通して、団体間の連携を図ります。	男女共同参画センター
110	男女共同参画推進登録団体等との協働によるイベントの実施	男女共同参画推進登録団体や情報紙「きらきら」の編集委員などと男女共同参画の啓発、推進を図るため、市民との協働によるイベント、講座等を実施します。また、登録団体主催事業を積極的に支援します。	男女共同参画センター
111	市民参画による情報紙の企画・編集	市民編集委員と協働で、男女共同参画社会づくり情報紙「きらきら」の企画・編集を行います。	男女共同参画センター

課題２ 計画推進体制の強化

計画の推進にあたっては、市としての取り組みだけでなく、国や県、近隣市町村等との連携を密にし、協力し合いながら問題解決にあたる必要があります。

男女共同参画センターは、男女共同参画審議会、男女共同参画施策庁内推進会議（庁内の関係部署の次長級並びに課長級で構成する会議）、男女共同参画施策庁内担当者会議（庁内の関係部署の係長級で構成する会議）等と緊密に連携するとともに、計画に位置付けたそれぞれの事業を展開する上では、各事業担当課に対して積極的に相談支援、助言等に努めます。また、必要に応じ、横断的な視点から今後の方向性等の検討に関する調整機能を果たします。

さらに、男女共同参画の理念に関心を持ち、市内で活動を展開している男女共同参画推進登録団体や関係諸団体等との連携を深め、多様な意見を取り入れながら幅広い視点に立ち、本市における男女共同参画の取り組みを充実させます。

また、本計画期間中においては、社会状況における変化を的確に捉え、さらなる多様性（ダイバーシティ）の観点を踏まえた施策へと必要に応じて見直しを実施します。

施策の方向① 習志野市男女共同参画審議会の充実

番号	事業名	取り組み内容	担当課
1 1 2	男女共同参画審議会と事業担当課との連携	男女共同参画審議会や同審議会が設置する部会の意見に基づき、計画の事業担当課等との対話の機会を調整します。	男女共同参画センター

施策の方向② 庁内の連携と推進体制の強化

番号	事業名	取り組み内容	担当課
1 1 3	事業担当課の取り組みに対する相談支援、助言	市が実施する取り組みの中に男女共同参画の理念を反映させるため、本計画の取り組みを実践する事業担当課への情報提供に努め、積極的に相談支援及び助言等を行います。	男女共同参画センター
1 1 4	男女共同参画施策庁内推進会議の充実	男女共同参画審議会等との対話の機会を有効に活用しながら、柔軟にかつ迅速な視点にたち、庁内における男女共同参画の取り組みを推進します。	男女共同参画センター
1 1 5	庁内プロジェクト等の強化	男女共同参画施策庁内担当者会議をはじめ、市民、関係機関等との連携を図り、多様な意見を交えながら、取り組みの充実、強化を図ります。	男女共同参画センター

施策の方向③ 国・他の地方公共団体・公共的団体との連携強化

番号	事業名	取り組み内容	担当課
1 1 6	国・他の地方公共団体・公共的団体との連携・協力体制の充実	国・他の地方公共団体・公共的団体との連携を密にし、協力して課題解決に取り組みます。	男女共同参画センター

第4章 計画の進捗管理と評価

1 計画の進捗管理

本計画で位置付けた各種施策を推進するため、庁内を挙げて取り組みを実施します。また、あらかじめ設定した「成果目標（アウトカム）」と、数値目標（成果指標、参考指標、管理指標）に照らし合わせながら、各年度の計画の進捗状況を確認し、評価を行います。各事業担当課による自己評価に加え、事業担当課と男女共同参画審議会との間で今後の望ましい方向性について話し合う「対話」の仕組みを引き続き活用します。

こうした一連の進捗管理の状況に関する情報は、市民に分かりやすく提示します。また、評価結果等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて事業内容や目標値の見直しを行います。このような活動を通して、計画の各事業が常に最善の形で取り組まれる状態を維持し、計画の将来像の実現を目指します。

（１）習志野市の男女共同参画基本計画における評価のあり方について

一般に、行政計画は一度策定すると、臨機応変な変更・修正が躊躇されがちな面があります。しかし、計画期間中であっても、社会情勢や市民ニーズの変化に応じて、時には計画の理念や上位の目標に沿って新たな取り組みを創出したり、従来の取り組み内容を柔軟に見直すことは必要です。

本市では、計画の推進にあたって、市民や関係者等が有する多様な視点、情報、資源、ネットワーク、知恵等を生かす「協働」の考え方を取り入れています。具体的には、毎年度末に目標値等に照らし合わせて取り組み内容を点検し、その取り組みに対する事業担当課の反省、改善等を促す「実績評価」を行うとともに、上位の目標を達成するためにどのような取り組みが必要か、効果的に取り組むためにはどのような方策が必要かなど、望ましい方向性について話し合う「対話」を通して新たな価値を分かち合い、優れた取り組みの創出を図る「未来志向の評価」を行っています。

① 市民や関係者等を交えた協働による取り組みの推進

少子高齢化、人口減少の時代において多様化するニーズに対応するには、地域の課題解決を行政だけが担うのではなく、地域で暮らす多様な市民や関係者等の力が必要です。人と人とが支え合い、活気あふれる地域社会を構築するためには、多くの人の自発的な活動と協働の場が求められます。

社会情勢の変化に応じて計画に位置付けた取り組みを柔軟に変更・修正し、多様なニーズを生かした取り組みを創出するためには、行政のみならず、市民や関係者等が協働で取り組むための仕組みが必要です。近年、行政計画の策定をはじめ、取り組みの実践過程への市民や関係者等の参画の機会は増えていますが、計画推進の一連の流れ（PDCAサイクル）の中まで参画する機会はまだまだ少ないと言われています。

協働は、“コ・プロダクション”、すなわち「コ（Co）＝ともに」「プロダクション（Production）＝生産する」と呼ばれるものであり、これは「市民や関係者、行政がともに新たな価値を生産する」という意味です。行政だけではなし得ない「新たな価値」を含む優れた取り組みの創出に向けて、本計画では第2次計画改訂版に引き続き、協働の視点で、男女共同参画社会に対する理解と参加を進めていきます。

② 対話を通じ、優れた取り組みを生み出す「未来志向の評価」の実施

取り組みの評価を通して、計画の理念や上位の目標を踏まえた、実効性のある活動を創出することが重要です。従来の実績評価は、事業実施後（当該年度終了後）に目標値や評価基準等に照らし合わせて、達成度や取り組み内容を点検し、その結果を公表する形が一般的ですが、この場合、評価結果が明らかになるのは翌年度開始から相当の時間が経過した後であり、評価結果を受けた速やかな改善・改革が難しいという課題がありました。本市では、こうした点を踏まえ、計画の推進に関わる関係者が計画の理念や上位の目標を阻む課題を共有し、未来に向けて現在の取り組みの内容を見つめ直す「未来志向の評価」を取り入れています。

未来志向の評価は、市民や関係者、行政がともに新たな価値を生産する「協働」の視点とともに、車の両輪のような位置付けで進める必要があります。新しく生まれた価値を評じあい（＝評価）、優れた取り組みを創出するためには、「対話」が重要です。本市は、男女共同参画審議会等の協力を得ながら、各事業担当課や男女共同参画施策庁内推進会議等と毎年度定期的に対話の機会を設けており、関係者間での信頼関係を維持しながら、優れた取り組みの創出や改善・改革を進めます。

2 計画の評価指標

第2次計画改訂版では、計画の進捗状況を評価するのにあたって、「成果目標（アウトカム）」及び「成果指標」「参考指標」「管理指標」の3種類の指標を設定しました。本計画についても、引き続きこの3種類の指標をもとに、上位の目標の達成に向けて取り組みの質を高めていきます。

（1）成果目標（アウトカム）・成果指標

本市は、取り組みの結果実現する“男女共同参画社会の姿”を具体的に「成果目標（アウトカム）」として示します。この成果目標は、本計画における上位の目標として位置付けます。

成果指標とは、成果目標の達成度合いを測るために具体的な数値で表される指標であり、計画の最終年度（令和7年度）の目標値を示します。この令和7年度の目標値は、事業完了後に全ての取り組みを総合的に実施した結果として、計画開始時点の数値（基準値）と照らし合わせながら、達成度の点検を行うために活用します。

《成果目標一覧》

- ①互いの人権を尊重しあい、全ての人の平等が確保されます。
- ②方針や意思決定の場に参画する女性が増え、様々な分野で多様な人が活躍するようになります。
- ③家庭生活や社会生活を両立し、やりがいを持って働く従業員が多い事業所が増えていきます。

《成果指標一覧》

①男女の地位の平等感（社会全体）

項目	基準値 平成30年12月	目標値 令和7年度
「男女が平等になっている」と回答した割合（社会全体）	12.2%	上昇

・「習志野市男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年12月）」による。

②DVの被害経験

項目	基準値 平成30年12月	目標値 令和7年度
DVの被害経験が過去に「何度もあった」、 「1～2度あった」とする人	32.5%	低減

・「習志野市男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年12月）」による。

③市の審議会等委員における男女比率

項目	基準値 平成31年4月1日	目標値 令和7年度
市の審議会等委員における女性の比率	29.8%	どちらかの性が 40%以上 60%以下

・「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例に定めるところにより設置されている附属機関及び規則、要綱等に基づき附属機関に準じて設置される機関による。（4月1日付け）

④女性管理職割合（習志野市役所）

項目	基準値 令和元年度	目標値 令和7年度
習志野市役所における女性管理職割合	29.5%	習志野市女性活躍推進特定事業主行動計画の目標数値

- ・基準値は、「習志野市女性活躍推進特定事業主行動計画(平成28年4月1日)」の実績値。
- ・目標値は令和2年4月1日以降に策定される「習志野市女性活躍推進特定事業主行動計画」の目標値とする。

⑤女性管理職がいる事業所

指標		基準値 平成31年3月	目標値 令和7年度
市内事業所における女性管理職 (事業所数・割合)		女性管理職がいる事業所 105事業所 (59.3%)	上昇
内訳	1～5人	96事業所 (54.2%)	
	6～10人	5事業所 (2.8%)	
	11～15人	1事業所 (0.6%)	
	16～20人	2事業所 (1.1%)	
	21人以上	1事業所 (0.6%)	

- ・「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」(平成31年3月)による。

⑥週50時間以上の長時間労働（*5）勤務者がいる事業所

指標		基準値 平成31年3月	目標値 令和7年度
週50時間以上の長時間労働勤務者が 半数以上いる事業所の割合		11.4% (下線の合計値)	低減
内訳	大多数	<u>3.1%</u>	
	かなりいる	<u>1.0%</u>	
	半数程度	<u>7.3%</u>	
	あまりいない	31.4%	
	全くいない	57.1%	

- ・「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」(平成31年3月)による。

*5経済協力開発機構（OECD）の「より良い政策・より良い暮らし」を実現するために開発された指標（Better Life Index：BLI）では、国際比較可能な11の構成要素のひとつであるワーク・ライフ・バランスについて「1週間の総労働時間を50時間」と定めていることから、本調査はこの基準を用いた。

⑦従業員が余暇活動の時間(地域活動・文化活動・趣味の活動)をおおよそ持っている事業所

指標		基準値 平成31年3月	目標値 令和7年度
従業員が余暇活動の時間（地域活動・文化活動・趣味の活動）をおおよそ持っている市内事業所の割合		62.3% (下線の合計値)	上昇
内 訳	十分持てるようになってきている	<u>17.8%</u>	
	ある程度持てるようになってきている	<u>44.5%</u>	
	どちらとも言えない	24.6%	
	あまり持てていない	9.4%	
	全く持てていない	3.7%	

・「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」（平成31年3月）による。

⑧従業員が家族との時間をおおよそ持っている事業所

指標		基準値 平成31年3月	目標値 令和7年度
従業員が家族との時間をおおよそ持っている市内事業所の割合		69.9% (下線の合計値)	上昇
内 訳	十分持てるようになってきている	<u>20.7%</u>	
	ある程度持てるようになってきている	<u>49.2%</u>	
	どちらとも言えない	21.2%	
	あまり持てていない	7.3%	
	全く持てていない	1.6%	

・「習志野市ワーク・ライフ・バランス推進に関する事業所調査」（平成31年3月）による。

⑨LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）という言葉の認知度

指標	基準値 平成30年12月	目標値 令和7年度
LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）という言葉を見たり聞いたりしたことがある人の割合	61.1%	上昇

・「習志野市男女共同参画に関する市民意識調査」（平成30年12月）による。

(2) 参考指標

参考指標は、成果目標の実現を支えるとともに、実現に向けた取り組みが一層加速するよう、推移を定期的にフォローアップする指標です。本市の男女共同参画の推進状況を的確に把握できるようにするため、参考データとして広く市民等に公表します。

◆ 関連する目標：基本目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり

指標	現状								
(1) 男女平等について話し合ったり、学習した経験 (平成18年11月、平成24年12月、平成30年12月の習志野市男女共同参画に関する市民意識調査)	男女平等について話し合ったり、学習したりしたことがある割合 <table><tr><td>年(平成)</td><td>18年</td><td>24年</td><td>30年</td></tr><tr><td>割合</td><td>61.6%</td><td>62.4%</td><td>65.0%</td></tr></table>	年(平成)	18年	24年	30年	割合	61.6%	62.4%	65.0%
年(平成)	18年	24年	30年						
割合	61.6%	62.4%	65.0%						
(2) 本市の配偶者等からの暴力相談件数(デートDVを含む) (庁内関係部署の相談件数の集計値)	<table><tr><td>年度(平成)</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td></tr><tr><td>件数</td><td>181件</td><td>187件</td><td>201件</td></tr></table>	年度(平成)	28年度	29年度	30年度	件数	181件	187件	201件
年度(平成)	28年度	29年度	30年度						
件数	181件	187件	201件						
(3) DV被害経験について相談した人の割合 (平成18年11月、平成24年12月、平成30年12月の習志野市男女共同参画に関する意識調査)	平成18年11月 8.1%(男性4.6%、女性10.3%) 平成24年12月 18.8%(男性4.8%、女性25.8%) 平成30年12月 16.7%(男性3.9%、女性24.1%)								

◆ 関連する目標：基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり

指標	現状												
(４) 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を策定した市内事業所	15 件（令和元年 9 月末）												
(５) 女性活躍推進法第 1 7 条に基づく習志野市における女性の職業選択に資する情報の公表	① 職員採用試験受験者（平成 3 0 年度実施）												
	<table><tr><td></td><td>全体人数</td><td>うち女性</td><td>女性割合</td></tr><tr><td>申込者</td><td>718 人</td><td>293 人</td><td>40. 8%</td></tr><tr><td>合格者</td><td>29 人</td><td>23 人</td><td>79. 3%</td></tr></table>		全体人数	うち女性	女性割合	申込者	718 人	293 人	40. 8%	合格者	29 人	23 人	79. 3%
		全体人数	うち女性	女性割合									
	申込者	718 人	293 人	40. 8%									
	合格者	29 人	23 人	79. 3%									
② 1 か月あたりの時間外平均勤務時間													
平成 3 0 年度 21. 4 時間													
③ 管理職女性割合（平成 3 1 年 4 月 1 日現在）													
<table><tr><td>全体人数</td><td>うち女性人数</td><td>女性割合</td></tr><tr><td>244 人</td><td>72 人</td><td>29. 5%</td></tr></table>	全体人数	うち女性人数	女性割合	244 人	72 人	29. 5%							
全体人数	うち女性人数	女性割合											
244 人	72 人	29. 5%											

指標	現状			
	④ 各役職別の女性割合 (平成31年4月1日現在)			
	区分	全体 人数	うち 女性人数	女性 割合
	部長相当職	20 人	3 人	15.0%
	次長相当職	31 人	0 人	0%
	課長相当職	146 人	37 人	25.3%
	係長相当職	289 人	129 人	44.6%

◆ 関連する目標：基本目標Ⅲ 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり

指標	現状					
(6)「男性は仕事、女性 は家事・育児」という考え方について (平成18年11月、平成24年12月、平成30年12月の習志野市男女共同参画に関する市民意識調査)		平成18年	平成24年	平成30年		
	賛成・どちらか と言えば賛成	58.1% 男性 67.8% 女性 50.9%	50.6% 男性 60.6% 女性 43.4%	44.4% 男性 51.7% 女性 38.3%		
	反対・どちらか と言えば反対	39.9% 男性 30.1% 女性 45.2%	39.1% 男性 30.5% 女性 45.3%	52.4% 男性 46.4% 女性 57.5%		
(7) 市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数の推移 （こども保育課）	・市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数					
	年（平成）	26年	27年	28年	29年	30年
	待機児童数	72人	43人	70人	338人	144人
(8) 本市の25歳から49歳までの女性の就業率 （平成27年国勢調査）	年齢	25～29歳	30～34歳	35～43歳	40～44歳	45～49歳
	平成27年	78.1%	65.7%	60.6%	65.4%	72.9%

◆ 関連する目標：基本目標Ⅳ 心が通い合い、健康で安心に暮らせる環境づくり

指標	現状					
(9) 健康に関する情報入手を実行している人の割合 (健康なまち習志野計画平成27年3月及び習志野市健康意識調査平成31年3月)	・健康に関する情報を「必ず実行」「たまに実行」する人の割合					
	年度(平成)	15年度	19年度	22年度	25年度	30年度
	割合	71.7%	72.0%	71.2%	69.2%	76.3%
	※平成30年度は「実行している」「ほぼ実行している」「ときどき実行している」の人の割合					

(3) 管理指標

管理指標は、具体的な取り組みの実施回数や施設の利用人数など、本計画の事業ごとに設定している数値目標です。原則として年度単位で測ることのできる量的な実績値であることから、計画期間中の各年度の状況を翌年度に公表します。

基本目標Ⅰ 人権が尊重される社会づくり

番号	事業名	管理指標項目	目標数値	担当課
1	男女共同参画社会づくりのための情報紙の発行	男女共同参画社会づくり情報紙の発行回数	年3回	男女共同参画センター
2	男女共同参画週間における講演会等の実施	男女共同参画週間に合わせた講演会等の実施回数	年1回	男女共同参画センター
3	広報紙、ホームページ等メディアの活用による啓発	男女共同参画に関する情報の広報紙、ホームページ、ツイッター等による啓発回数	年10回	男女共同参画センター
4	市職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施回数	年1回以上	人事課
6	男女共同参画についての庁内啓発	市職員への男女共同参画に関する庁内啓発紙の発行回数	年2回	男女共同参画センター
7	男女共同参画に関する講座等の開催	男女共同参画に関する講座等の開催回数	年3回以上	男女共同参画センター
10	男女共同参画に関する意識調査の実施	市民、事業所及び市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施回数	現計画中に各1回	男女共同参画センター
13	保育・幼児教育関係者の男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修の実施	男女平等教育に関する内容を盛り込んだ研修の実施回数	年3回	こども保育課
21	男女共同参画に関する講座等の開催や情報の提供	男女共同参画に関連する講座の実施回数	各公民館で年1回以上	公民館
24	性の多様性に関する理解促進	性の多様性に関する啓発の回数	年2回	男女共同参画センター
27	市職員に対する性の多様性に関する研修等の実施	市職員に対する性の多様性に関する研修の実施回数	年1回	人事課
34	児童虐待防止への啓発	児童虐待防止への啓発回数	年1回以上	子育て支援課
37	各種相談員のDV等に関する相談技術の向上	相談員のDV研修等の参加回数	年2回以上	子育て支援課
		相談員のDV研修等の参加回数	年1回以上	総合教育センター

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し活動できる環境づくり

番号	事業名	管理指標項目	目標数値	担当課
55	開かれた議会への取り組み	市議会報の発行回数	年4回	議会事務局

基本目標Ⅲ 多様な働き方、生き方を認め合い、仕事と生活が調和した環境づくり

番号	事業名	管理指標項目	目標数値	担当課
66	農業従事者における家族経営協定締結の推進	農業従事者における家族経営協定締結数	現計画中に 14戸	産業振興課
67	【女性活躍】 農業従事者等における男女の経営参画の啓発	農業従事者等に対する男女の経営参画についての研修、啓発の回数	年1回以上	産業振興課
68	【女性活躍】 職業能力・技術を習得する学習情報の提供	就労を支援するセミナー等の女性参加者数	10人以上	産業振興課
70	【女性活躍】 創業を支援する講演会等の開催	創業を支援するセミナー等の女性参加者数	5人以上	産業振興課
72	【女性活躍】 再チャレンジ支援講座の実施	女性のための再チャレンジ支援講座の開催回数	年1回	男女共同参画センター
73	【女性活躍】 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	市民に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発等の回数	年1回	男女共同参画センター
		市内事業所に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発等の回数	年1回	産業振興課
		市職員に対するワーク・ライフ・バランス研修の実施回数	年1回	人事課
76	【女性活躍】 固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の実施	固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の実施回数	年1回以上	男女共同参画センター
		固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の実施回数	各公民館で 年1回以上	公民館
80	男女が参加できる地域開放の充実	保育所所庭開放日数	現計画中に 各施設週2回以上	こども保育課
		子育てふれあい広場と施設開放の実施日数	各施設 年間6回以上	こども保育課
83	ファミリー・サポート・センター事業等の充実	ファミリー・サポート・センター入会説明会の実施回数	定例会説明会 38回 地域入会説明会 4回 土・日入会説明会 3回	子育て支援課

基本目標Ⅴ 将来像の実現に向けた推進体制づくり

番号	事業名	管理指標項目	目標数値	担当課
109	男女共同参画推進登録団体連絡会の開催と連携・協働	男女共同参画推進登録団体連絡会及び研修会等の開催回数	年2回	男女共同参画センター
112	男女共同参画審議会と事業担当課との連携	男女共同参画審議会と事業担当課との対話の実施回数	年1回	男女共同参画センター